

2012 年度 海外制度調査

フィリピンにおける理容・美容産業制度調査

2012 年 10 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 マニラ事務所

目次

第1部 業界概観.....	1
I. 業界の構造.....	1
II. 市場規模.....	6
III. マーケットトレンド.....	9
第2部 外国投資の制限.....	14
I. 外国人によるスパサロンの所有.....	14
II. 外国人による理容室、美容室、ネイルサロンの所有.....	15
III. 外国人による小売店の所有.....	16
第3部 基本登録.....	18
I. 貿易産業省への登録.....	18
II. 証券取引委員会への登録.....	20
III. 内国歳入庁.....	28
IV. 地方自治体の要件.....	30
V. 社会福祉機関が課す要件.....	32
第4部 政府の許可／事業許可（二次登録）およびその他の規則.....	33
I. 政府の許可／事業許可.....	33
II. その他の規則.....	38
第5部 定期的なコンプライアンス報告要件.....	56
I. 証券取引委員会.....	56
II. 内国歳入庁.....	57
III. 地方自治体.....	58
IV. 社会福祉機関.....	58

第6部 支店の開設.....	59
I. 支店の開設.....	59
II. フランチャイズ・システム.....	59
第7部 従業員の資格および免許.....	62
I. 資格および免許取得の手順.....	62
II. 日本人従業員についての制限事項.....	65
III. 外国人の雇用許可手続き.....	65
IV. 現地スタッフの募集および雇用.....	70
第8部 主要事業者に関する情報、情報源および問合せ先.....	73
I. 主要事業者に関する情報.....	73
II. 政府機関および業界団体の連絡先.....	81

第1部 業界概観

I. 業界の構造

A. 理容室と美容室

これまで、理容室とヘアサロン（フィリピンでは「ビューティパーラー」とも呼ばれる）は、主に散髪とヘアセットのサービスを提供していた。理容室は一般に男性客を対象に基本的な散髪と無料の髭そりを、またヘアサロン（ビューティパーラー）はヘアカット、ヘアセット、メイクアップを提供する。上記のサービスに対する各コミュニティの需要に対応する形で個人事業主が近所に理容室やヘアサロンを開業した。理髪店やヘアサロンの数が増えたことに伴い、これらの店は美容師や理髪師の技術で競い始めた。さらに、独創性を増し、高度なテクニックを身につけていった。美容師の技術や顧客へのサービスで有名になるヘアサロンが現れ始めた。

続いてヘアサロンは、提供するサービス、使用する商品、利用する設備および（または）サロン全体の雰囲気を反映させたブランドネームを作り上げる必要が生じてきた。そして今では、基本的なヘアカットやヘアスタイリングにとどまらず、各種のヘアケアトリートメントその他のパーソナルケアを提供している。ヘアケアには、ヘアカラー、ハイライト、セロファン、生え際のリタッチ、ホットオイル、リボンド、リラクゼーション、パーマ、デジタルパーマ、エクステンションのほか、各種のヘアケア製品を使用したトリートメントが含まれる。その他のパーソナルケアとしては、メイクアップ、脱毛（またはワックス脱毛）、マニキュアとペディキュア、フェイシャル、ハンドスパとフットスパ、ボディ全体のスパ、その他のリラクゼーションのためのボディトリートメントが挙げられる。ヘアサロンはさらに、シャンプー、コンディショナー、セラチントリートメント、プロテイントリートメント、ホットオイルトリートメント、ヘアスパ用品、その他の既製ヘアスタイリング製品等、顧客に勧める各種のヘア製品を小売販売している。これらの製品を髪の手入れに使用すること、またサロンでのトリートメント後に使用してその効果を最大限に高めることを顧客に勧めている。

フィリピンでは消費者の自己意識の高まりがヘアサロン業界にブームをもたらした。最近の消費者は身だしなみに細かく気を配り、サロンのワンランク上のサービスに対して割増料金を喜んで支払うようになった。顧客は身だしなみを整えるだけのために美容室を訪れるのではない。1日あるいは1週間頑張った仕事をした後で自分にご褒美をあげて満足するという意味もある。サロンが提供する質の高いヘアケアサービスだけでなく、同じサロンでヘアケア以外のパーソナルケアが受けられるワンストップショップ型の美容サービスを求める顧客もいる。

顧客が美容室を選ぶ際に考慮に入れる要素がいくつか存在する。提供されるサービスの種類や質、無料のサービス、設備、雰囲気や立地を考慮に入れる顧客もいれば、基本的に美容師個人の能力・資質を求める顧客もいる。

多くの美容室は個人事業主として繁盛しているが、既存の店舗や設備を強化するため、または拡張のために資本投資を行う必要性が高まったことから、オーナーがサロンを法

人化するようになった。これは必要な資金を調達し、法人レベルの保護を受けられるようにするためである。以下にフィリピンの法人サロンをいくつか挙げる。

- David's Salon, Inc.
- Tony and Jackey Salon Corporation
- Reyes Hair Company International Inc.
- Ystilo's Salon International Franchise Corp.
- Gupit Industriya, Inc.

美容室は事業拡張のためフランチャイズ方式をとるようになった。店舗を増やし、より多くの顧客を取り込むためである。多くの有名フランチャイズは、ターゲット市場へのアクセスが容易になるようにショッピングモールその他の商業地区に店舗を開いている。しかし、フランチャイズ本部は、美容室の名声と評判を維持するため、各フランチャイズ店のサービス提供やスタッフ採用に当たって、フランチャイズ契約に定められた品質水準を必ず守るように仕向けなければならない。

B. ネイルサロン

これまで、マニキュアやペディキュア等のネイルサービスは美容室または顧客の自宅で提供されるのが常だった。このビジネスはごく少額の資本で開業できる。ネイルクリッパー、爪切りハサミ、ニッパー、キューティクルプッシャー、ツイーザー、ネイルファイルのほか、コットン、ネイルポリッシュ、アセトンその他のネイル用ジェルやアクリルを含むネイルケア製品等の爪切り用具とネイルケア用具にごくわずかな金額を投資するだけでよい。マニキュアとペディキュア中に施される基本的なネイルトリミングとネイルポリッシュが発展し、ハンドマッサージおよび（または）フットマッサージ、スクラブその他のフットスパサービス、パラフィンワックスが含まれるようになった。

同様に消費者の身だしなみに対する意識の高まりとともに、ネイルケアサービス市場も大きく広がった。マニキュアが美しく塗られた手はとても清潔な印象を与える。これは、ハンドケアやネイルケアでのカビの増殖を防ぐため、ネイルケアサービスが基本的なトリミングからメンテナンスとネイルまわりの手入れにまで広がったためである。手足のケアが行き届けば、その人の手足の美的価値が高まる。仕事やファッションの世界で手際がよいというイメージあるいは洗練されているというイメージが形成される。またそれは自己表現の一つと見ることもできる。ネイルのカラーやスタイルは、その人の生活スタイルや全体的な雰囲気、性格を物語る。ネイルケアサービスはますます独創的になり、顧客の選択肢を増やすためにネイルポリッシュの一環としてネイルアートを提供するようになった。

衛生面はもちろん、マニキュアやペディキュアの美的な魅力を求めるだけでなく、自分への褒美としてこれらのネイルケアサービスを利用する人もいる。最近のネイルケアには、短時間のハンドマッサージもしくはフットマッサージ、および（または）ハンドスクラブもしくはフットスクラブ（またはその両方）がついたハンドソークまたはフットソークが一般に含まれる。ソークやスクラブを上手に施すと、顧客は手足が若返ったように感じる。さらにショートマッサージで1日の仕事、1週間の仕事のプレッシャーやストレスから解放される。また、リラクゼーションや休息の一環としてネイルケアに時間を割く人、友達や家族に遅れを取らないためにネイルの手入れをする人もいる。美

容室はネイルケアを提供するが、ハンドケアやフットケアよりヘアケアに重点を置いた幅広いサービスを提供する店は混雑し、長い行列とキャンセル待ちリストができる傾向にある。これでは、リラクゼーションや自分に褒美という目的が果たされない。

1995年にLeslie Mattaが現地ネイルケア業界の草分けであるCalifornia Advanced Nail and Skincare（「CANS」）を設立し、第1号サロンをアラバンにオープンした。このサロンは、最高のケアと優れた顧客サービスを提供するため、十分に研修を受けたスタッフを置いた。また、来店客を楽しませるように快適な雰囲気づくりを心掛けた¹。これをきっかけに、手足専門のトリートメントを提供する独立型ネイルサロンがフィリピンに根付いた²。

美容室の傾向が変化したことに加え、マニキュリストやネイルサロン・スタッフの質の高さもネイルサロンのブランド名確立に貢献する重要な要因の一つである。スタッフは、ハンドトリートメント、フットトリートメントを行うに当たって衛生が保たれるよう、研修を受けなければならない。特に顧客の皮膚に刺さる恐れのある尖った器具を扱うためである。これらの器具は感染症を引き起こす可能性がある。衛生上の理由から、店舗とネイルケア器具だけでなく、スタッフが顧客に施すサービスの方法に関しても清潔さは全ての根本である。特にネイルケアサービスは対面で提供されるため、適正な顧客サービスを提供するようスタッフに指示しなければならない。

スタッフのスキルと振る舞いが、ネイルサロンでの満足度を形成する。同様に店舗の立地と雰囲気も重要である。一般に顧客がネイルサロンを訪れるのは、リラクゼーションと自分への褒美のためである。また、店舗の雰囲気がムードと幸福感を高める。

理容室や美容室と同様に、基本的なハンドケアサービスとフットケアサービスを提供するために必要な資本投資が比較的少額であるため、ネイルサロンも個人事業主による開業が可能である。事業全般を統括・管理する者が単独でスタッフを適正に管理・教育し、サービス提供のために使用する最小限の器具と製品と相応の家具調度を買って揃えることは可能である。

独立型ネイルサロンが普及すると同時に、美容室が補助的サービスとしてハンドケアやフットケアを提供するようになったため、起業家がネイルケアサービス事業者として頭角を現すことは難しくなっている。衛生のための基本的なネイルケアは自分でもできることなので、ネイルケアサービスはどうしても必要というものではない。一般にネイルサロンに通うのは、提供されるサービスに対して、またはネイルサロンでの全体的な体験に対して料金を喜んで支払う人々である。ネイルサロンのオーナーは熟練したスタッフを確保することに加え、雰囲気をつくるために店舗のデザイン、備品、家具に投資しなければならない。ネイルサロンの所要資金が膨らんだことを受け、オーナーの資本をプールし、負債を抑えることができるように法人を設立する者も現れた。

ブランド名が定着したネイルサロンは、多角化やフランチャイズによって他の地域に進出することができる。本部はその後も支店を管理・統括し、所有する。一方、フランチャイズ店は第三者によって所有・管理されるが、ネイルサロンの営業は、フランチャイズ契約に定められたシステムや基準に則って行われる。フランチャイザーが確立した名

¹ <http://www.californianailsanddayspa.com/about.html>

² <http://www.entrepreneur.com.ph/get-started/article/how-to-start-a-nail-salon-business>

称、商標、ビジネスシステム、暖簾を使用する対価として、フランチャイジーはフランチャイズ料および（または）ロイヤルティーをフランチャイザーに自発的に納め、フランチャイザーがフランチャイズ契約に基づいて課すその他の条件に従うことになる。フィリピン国内でビジネスをフランチャイズ化したネイルサロンを以下にいくつか挙げる。

- California Nails & Day Spa
- Nailaholics
- Nail Treats
- Nailxperts Spa
- Poshnails
- Tip “N Toes Nail Salon

ネイルサロン事業者が考慮に入れるもう一つの要素は立地である。飛び込みの客を取り込みやすく、ターゲット市場へのアクセスが容易な場所を確保することが重要である。多くのネイルサロンが、モールやショッピングセンターなどの商業地区に出店している。それらの商業地区でショッピング、食事などの消費活動やその他の活動を行う顧客や、それらの場所にその他の用事や約束がある顧客を取り込みやすいからである。このほか、ショッピングに疲れて入ってくる客や、ただリラックスするために来店する客もいる。

C. ヘルススパ

フィリピンのスパ産業は成長ビジネスである。これまでは、ホテルが宿泊客への補完的サービスとしてスパを提供していたが、消費者の健康意識の高まりに伴い、（スパサービスのみではないとしても）スパサービス単体で利用を希望する顧客を対象とした独立型ヘルススパの市場が生まれた。

ヘルススパは多様なサービスとトリートメントを提供しており、これらにより顧客はリラックスし、過酷な労働環境の中での緊張が引き起こすストレスから解放される。ヘルススパは、各種のボディマッサージ、ボディトリートメント（ボディスクラブ、ボディラップ、リフレクソロジー等を含む）その他、これに類するサービスを幅広く提供している。一般によく知られているボディマッサージには次のようなセラピーがある。

- アロマセラピー・マッサージ
- ドライマッサージ
- ホットストーンマッサージ
- フィリピン・ヒロット³
- リフレクソロジー
- 指圧
- スウェーデン・マッサージ
- タイ式マッサージ

ボディトリートメントには、肌のクレンジングや古い皮膚の除去、ボディのスリミングやトーニング、ボディの水分補給や引き締め、筋肉のリラックスや鎮静を目的とするさ

³ <http://www.tourism.gov.ph/Pages/PhilippineHilot.aspx>

さまざまな成分を用いた各種のボディスクラブやボディラップが含まれる⁴。多くのヘルススパは、さらにスパでのトリートメントを補完するため、ホットジャグジー、スチームルーム、サウナ室、スイミングプールのための施設を提供している。筋肉のリラククス、血流の促進、熱および（または）水による肌の活性化が目的である。

2004年に、フィリピンの複数のスパ事業者が、フィリピンにおけるスパ産業の振興・発展を目的とする非営利団体「Spa Association of the Philippines, Inc.」を設立した。この団体は、業界の各種分野での継続的教育・訓練の提供、フィリピン式スパのコンセプト普及、地域や世界のスパ団体とのネットワークづくり、国内の基盤づくりに向けて業界の振興と規制を図るフィリピン国内の管轄政府機関との協力を通じて、フィリピン国内のさまざまなスパ事業の発展、一体化、専門化を目指している⁵。この団体は2009年に「Philippine Wellness and Spa Association, Inc.」（PHILWELL、以下、ウェルネス・スパ協会）に名称を変更した。ウェルネス・スパ協会は引き続き上記目標の達成に向けて活動しており、加盟スパを以下の6種類に区分している⁶。

- デイ・スパ
- デスティネーション・スパ
- ホテル・スパ
- メディカル・スパ
- リゾート・スパ
- 子ども用スパ

フィリピン観光省（Department of Tourism : DOT）は、「デイ・スパ」を「ヘアサロンおよび美容室のサービスを含め、各種のサービスを提供するスパ」と定義している。「デスティネーション・スパ」および（または）「リゾート・スパ」は、スパ・トリートメント、フィットネス、宿泊施設を通じて顧客のライフスタイルと健康の向上を図る。「ホテル・スパ」はホテル内にあるスパで、スパサービスのほかフィットネス施設やウェルネス施設も提供する⁷。一方「メディカル・スパ」はクリニックとデイ・スパの混合型で、医師の監督のもとに総合的な医療とウェルネス・サービスを提供する⁸。

ヘルスパ産業は、サービス自体が必然的にマッサージ・セラピーを含むことから、人との直接的な接触が必要なサービス産業である。ヘルスパが質の高いサービスを提供し、良好な顧客関係を維持するためには、適正な教育を受けたスタッフが必要である。ヘルスパの重要な財産は直接サービスを提供する人材である。結局のところ、顧客満足度はスタッフが提供するサービスの質に左右される。

採用したスタッフの質だけではなく、ヘルスパの施設と雰囲気も、リラクゼーションや自分への褒美として訪れる顧客が考慮する要素の一つである。リゾート・スパは施設に資本を投下する。これはターゲット顧客がリラクゼーションや若返り体験を求めてこうした場所に滞在しようとするからである。スパがもつ穏やかで落ち着いた雰囲気は、ストレスのない環境の効果を高め、顧客をよりリラックスさせる。

⁴ http://www.naturaltherapypages.com.au/article/types_of_body_wraps

⁵ <http://www.spaassociation.com.ph/aboutus.html>

⁶ <http://www.philwell.org/>

⁷ <http://tourism.gov.ph/pages/PhilippineSpas.aspx/>

⁸ <http://tourism.gov.ph/pages/MedicalSpas.aspx>

有名なヘルススパは他のロケーションへの進出により事業を拡大し、地理的に新しい市場を開拓したり、ビジネスをフランチャイズ化したりすることができる。フィリピンにはヘルススパもあるが、美容室やネイルサロンも追加サービスとしてボディマッサージその他のボディトリートメントを提供している。美容室やネイルサロンのスパサービスはヘルススパほど高価ではなく、変化に富んでいるわけでもないが、上記の事業者は、パーソナルケアのニーズに応じてワンストップショップとしてマッサージサービス、ボディスクラブ、ボディラップを顧客に提供している。

D. エステティックサロン

消費者の健康やウェルネスに対する意識や自己認識の高まりは、フェイシャルケアにも広がった。かつては医療センターや皮膚科クリニックで行われていたフェイシャルケアが「スキンクリニック」や「フェイシャルセンター」で提供されるようになった。フェイシャルケアの需要の高まりは、ストレスの多いライフスタイルに加え、過酷で汚染された条件の中で肌の色つやを維持することは難しいと考え、こうしたトリートメントを受ける必要性を人々が感じたことにも起因する。エステティックサロンの利用は、過酷な1日または1週間を過ごしたあとのストレス解消や自分への褒美として人気が出てきている。

フィリピンのフェイシャルトリートメントには、基本的に顔の徹底的なクレンジング（角質とり、フェイシャルマスク、ピール、吹き出物・白にきび・黒にきびの除去、毛穴の引締めなど）が含まれる。Godiva Skin Station の Fred Reyes 最高経営責任者によれば、「フェイシャルトリートメントは肌の不純物を除去し、肌に潤いを与える。また、老化を遅らせたり、肌の変色を抑えたり、ニキビの発生を防いだりするスキンケア成分の浸透を促す」⁹。美容室やヘルススパは、角質除去、フェイスマスク、ピール、マッサージなどの基本的なフェイシャルトリートメントを追加サービスとして提供している。より高度なフェイシャルトリートメント特に吹き出物の治療、エクストラクション、イボの除去など）は、一般に皮膚科クリニックやフェイシャルセンターで行われる。

II. 市場規模

A. 理容室と美容室

貿易産業省（Department of Trade and Industry : DTI）の記録によれば、2007年から2012年にかけて貿易産業省に登録した理容室は3,520軒であった。全国の理容室の地域別内訳は以下の通りである。

⁹ <http://showbizandstyle.inquirer.net/sim/sim/view/20080615-142758/Do-You-Really-Need-that-Facial>

地域	事業者数
首都圏	911
コルディリエラ行政地域 (CAR)	37
地域 I (イロコス地域)	237
地域 II (カガヤン・バレー地域)	86
地域 III (中部ルソン地域)	440
地域 IV-A (カラバルソン)	703
地域 IV-B (ミマロバ)	58
地域 V (ビコル地域)	121
地域 VI (西部ビサヤ)	154
地域 VII (中央ビサヤ)	167
地域 VIII (東部ビサヤ)	81
地域 IX (サンボアング半島)	71
地域 X (北部ミンダナオ)	80
地域 XI (ダバオ地域)	186
地域 XII (ソクサージェン)	117
地域 XIII (カラガ)	52
ARMM	7
地域の記載なし	11
合計	3,520

2007年から2012年に登録されたサロンのリストを調査した結果、以下の結果が得られた。

地域	サロンの数
首都圏	4,101
コルディリエラ行政地域 (CAR)	200
地域 I (イロコス地域)	902
地域 II (カガヤン・バレー地域)	373
地域 III (中部ルソン地域)	1702
地域 IV-A (カラバルソン)	2,277
地域 IV-B (ミマロバ)	191
地域 V (ビコル地域)	359
地域 VI (西部ビサヤ)	566
地域 VII (中央ビサヤ)	716
地域 VIII (東部ビサヤ)	212
地域 IX (サンボアング半島)	161
地域 X (北部ミンダナオ)	254
地域 XI (ダバオ地域)	542
地域 XII (ソクサージェン)	331
地域 XIII (カラガ)	125
ARMM	7
地域の記載なし	27
合計	13,047

B. ネイルサロン

貿易産業省はネイルサロンという独立したカテゴリーを設けず、スパサービスを登録したサロンとして分類している。2007年から2012年にかけて、自社サロン名でネイルビジネスを登録したサロンは62、スパ、マッサージまたはフェイシャルトリートメントビジネス付のネイルサロンとして登録したサロンは74軒であった。

C. ヘルススパ

2006年、Intelligent Spasはフィリピン国内のスパ施設を調査後、報告書を作成した。この報告書は、2003年以降フィリピンのスパ施設は74%も増加したと指摘している。同社の業界調査によれば、スパ総数のうち76%は独立型ヘルススパ、20%はホテルやリゾート内のスパである。「Spa Industry Profile Philippines 2003-2007（フィリピン・スパ産業の動向 2003～07年）」と題されたこの報告書は、フィリピン・スパ市場に関して500件以上もの量的データに、裏付けとなる質的なトレンドのほか、スパのオーナーやマネージャーの見解を加味したものである¹⁰。

2007年から2012年にかけて、スパサービスを提供する3,639の事業者が貿易産業省に登録した。この数字にはスパサービスを提供する美容室、ネイルサロン、エステティックセンターが含まれる。下の表は、登録事業者数の地域別内訳を示したものである。

地域	事業者数
首都圏	1,089
コルディリエラ行政地域 (CAR)	100
地域 I (イロコス地域)	124
地域 II (カガヤン・バレー地域)	46
地域 III (中部ルソン地域)	546
地域 IV-A (カラバルソン)	697
地域 IV-B (ミマロバ)	64
地域 V (ビコル地域)	55
地域 VI (西部ビサヤ)	111
地域 VII (中央ビサヤ)	306
地域 VIII (東部ビサヤ)	72
地域 IX (サンボアンガ半島)	35
地域 X (北部ミンダナオ)	110
地域 XI (ダバオ地域)	189
地域 XII (ソクサージェン)	45
地域 XIII (カラガ)	33
地域の記載なし	17
合計	3,639

消費者市場の戦略リサーチ会社 Euromonitor International の2011年「フィリピンの健康・ウェルネス観光」に関する報告書によれば、健康・ウェルネス産業は力強く成長し続け

¹⁰ http://www.intelligentspas.com/mediareleases/press_release_spa_industry_survey_philippines_2003-2007.asp

しており、2011年の売上高増加率は15%に達した。医療観光（売上高+16%）とスパ（同+19%）の安定した2桁成長が健康・ウェルネス産業の発展を後押ししたと考えられる¹¹。

D. エステティックサロン

何年も前から皮膚科クリニックとフェイシャルセンターが健康・ウェルネス産業に入り込むようになった。フェイシャルトリートメントを行う医療センターや正式に認可されたクリニックが存在する一方で、多くの起業家がフェイシャルケアビジネスに参入している。貿易産業省によれば、2007年から2012年にかけて皮膚科クリニックまたはフェイシャルセンターとして登録した企業は796社にのぼっている。

III. マーケットトレンド

パーソナルケア・ビジネスにおいて見られる一つの傾向は、顧客のニーズをとらえ、あらゆる健康・美容サービスをワンストップショップとして一つの企業に統合する動きである。多数の美容室がヘアカット、スタイリング、トリートメントに加えて、ネイルケア、ボディマッサージ、ボディトリートメント、フェイシャルトリートメントを提供している。

パーソナルケア業界では事業者が増加したことから、各種セグメントのサービスプロバイダーは、主要商品を構築し、ターゲットとするサービス市場で利益を上げる方法で中核サービスに集中するか、他の関連市場をとらえるためにサービスを多角化するかの選択を迫られている。

A. 理容室と美容室

美容室は、所属美容師が提供するヘアカットやヘアスタイリングのスキルが重視される。都市部の美容室は一般に、シニアスタイリストとジュニアスタイリストのいずれかを選択できる。シニアスタイリストとジュニアスタイリストは、スキルおよび（または）経験に応じてクラス分けされる。スタイリストはヘアカットとスタイリングだけを行い、別のスタッフがシャンプーやブローなどの準備や仕上げを行う。これはスタイリストが手技に集中できる時間をできるだけ増やすためである。追加サービスとして、スタイリストの手が空くのを客が待つ間にスタッフが頭皮マッサージやネックマッサージを行う。

ヘアスタイルは流行によって変化するため、スタイリストは最新のヘアスタイルを敏感にキャッチし、客の要望に応じていく必要がある。海外のスタイリストがフィリピンに定住し、ヘアサロンを立ち上げることもある。彼らはファッションブルなヘアカットとヘアスタイルをフィリピンに持ち込んだ。例えば、1978年には英国人のDavid Charlton氏がフィリピンにDavid's Salonをオープンした。同氏は現在、フィリピン国内に200店以上のサロンを展開している¹²。

美容室のサービスは単なるヘアカットとスタイリングから広がり、さまざまなヘアトリートメントも含むようになった。美容室を訪れた顧客は、リボンド、リラクゼーション、

¹¹ <http://www.euromonitor.com/health-and-wellness-tourism-in-the-philippines/report>

¹² <http://www.davidsalon.com.ph/about-us.html>

パーマ、デジタルパーマ、ホットオイルなどのヘアトリートメントを日常的に要求するようになっている。さまざまな形態、手順によるヘアカラーは、白髪のある人だけではなく若者や社会人にも人気がある。髪 केラチントリートメントとプロテイントリートメントの需要も高まった。これはダメージヘアを修復し、外部の環境から保護し、髪をまとめやすくする効果がある。一般に、美容室はよく知られているヘアケア製品を使用する。美容室は、ヘアケア製品の価格をサービス料金に織り込み済みである。

店舗に投資し、顧客のためにスタイリッシュでシックなサロンをつくる美容室が増えている。美容室通いは、経済的に余裕のある客が喜ぶ贅沢である。また客が高額な料金を払う気持ちになるのは、サロン体験を楽しみにしているからでもある。一方で、中低所得層を掴むため相応の価格を維持し、薄利多売を貫く美容室も存在する。

美容室は、パーソナルヘアケアの追加的付加価値サービスのほか、マニキュアとペディキュア、フットスパとハンドスパ、フェイシャルトリートメントその他のスパ・トリートメントをサービスメニューに加えている。現在提供されるその他のサービスとしては、まつ毛エクステンション、まつ毛パーマ、ボディ脱毛が挙げられる。

パーソナルケアへの意識の高まりは女性だけでなく男性にも見られる。理容室ではなくサロンに通い、通常の理容室では利用できないサロンならではのグルーミングサービスや流行のスタイルを利用する男性人口がますます増加している。

常連客が利用しやすいように、また飛び込みの客を捕まえやすいように商業地区に店を置く美容室が増えている。マニラ首都圏では、どのモールにも必ず 2~8 軒の美容室が出店しているとされる¹³。

B. ネイルサロン

ネイルアートは、マニキュアとペディキュアの新しいトレンドである。若年層市場は、古典的なネイルポリッシュやフレンチマニキュアの塗布よりも、カスタマイズされたデザインで小さな絵柄を爪に施すネイルアートを好む。ネイルアートはファッションの主張であると同時に自己主張でもある。プロによるネイルアートは個性を表現するものと考えることができる。ネイルアーティストはデザインを自由に任される場合と、客から指定される場合、あるいは客本人のメッセージなどをただ入れるだけの場合がある。ネイルアートは、客によって単なる図柄から複雑なデザインまでさまざまなものがある。ネイルケア業界では新製品やネイルポリッシュの新しい塗り方も登場している。ネイルサロンは、ネイルサロン業界で地位を確立するためにこうした製品や技法を活用している。

ネイルサロン業界の新トレンドとしては、ネイルサロンが顧客に提供できる快適さと贅沢さが挙げられる。ネイルサロンのターゲット市場は「自分へのご褒美」体験に高額な料金を払う余裕がある。顧客はネイルサロンで施術を受けるに当たって、質の高いサービスだけでなく、快適で居心地のよい空間、あるいはゴージャスでシックな空間を求める。顧客をリラックスさせるためには換気や空調設備も重要である。また、客が脚を伸ばしたり、くつろげるように十分な空間がなければならない。特に自分だけの時間にネイルの手入れをしたい客もいるので、個別ブースの外観も重要である。顧客は通常、シ

¹³ <http://www.mixph.com/2006/07/beauty-salonparlor-business.html>

ショッピングその他の用事のためにネイルの手入れをするため、立地も重要な考慮事項である。

特にマニラ首都圏では出張サービスを提供するネイルサロンもある。多忙で、ネイルサロンに通う時間がない人々が住む住宅街やマンションでこうしたサービスが広がっている。一部の出張サービスは、夜遅くまでオフィスで仕事をしている人をターゲットとして営業時間を延長している。

ネイルサロンも美容室と同じく、顧客層を広げるために他の関連サービスを併せて提供している。スパサービスを提供するネイルサロンや店舗スペースを最大限に活用するため、あらゆる分野を網羅するネイルサロンもある。

C. ヘルススパ

共和国法第 9593 号 (Tourism Act of 2009) は、スパを観光事業として認めている。さらに観光省はフィリピンのヘルススパ産業を支持し、振興を図っている。観光インフラおよび企業誘致区庁 (Tourism Infrastructure and Enterprise Zone Authority : TIEZA) への登録後、健康・ウェルネス企業としてスパ・トリートメント活動に従事する企業には、税制面および非税制面での優遇策が与えられる。

フィリピンでは健康とウェルネスに対する市民の意識が高まった結果、スパサービスへの需要が増大したと思われる。ウェルネス・スパ協会は、2011 年に発表した 2012 年のトレンドレポートの中で、認識が以前より高まり、クイックマッサージやブランド化されたスパ・トリートメントが流行すると予測している。

出張マッサージサービスは、自宅で気楽にマッサージを受けたいという人たちにも人気である。こうしたサービスが提供されるエリアは一般に、勤労者が居住する分譲地やコンドミニウム、住宅密集地である。仕事を持っている人にサービスを提供するため、営業時間後の午前 0 時まで出張サービスを行う者もいる。24 時間体制で出張マッサージを提供するマッサージ師も少数ながら存在する。マッサージは 1 時間 250~700 ペソが相場である (チップは除く)。

出張サービスの場合、顧客は通常電話やメールで予約を取る。メールの場合はマッサージサロンが確認の返信メールを送る。いずれの場合も客は連絡先を詳しく伝えなければならない。マッサージサロンの中には出張サービスを営業拠点の周辺に限定しているところもある。また、そのエリア内で一定の人数の客が揃わない限りサービスを提供しないサロンもある。これはマッサージ師を派遣する際の交通費を抑えるためである。マッサージ師は通常、社車で客の自宅に派遣される。交通費はマッサージ料金に含まれる。出張サービスを提供するマッサージサロンが、本店を分譲地内やコンドミニウム群の中に置くことが多いのはそのためである。マッサージ師は少なくともマッサージ用のアロマオイルや、ボディ全体のマッサージの場合に体を覆うための巻き布やタオルを持参する。また、マッサージ中にリラックスした雰囲気醸し出されるようにアロマキャンドルや音楽を提供するサービスもある。マッサージサロンによっては、携帯用のマッサージベッドを無料または有料で持参するところもある。特にボディスクラブやボディラップ、アロマセラピーなどの追加的サービスを提供するマッサージサロンである。

スパサービスのもう一つのトレンドは、パーティー向けのアクティビティとして販売される「スパ・パーティー」である。スパ・パーティーは、マッサージサロン（貸切り）からホテル、あるいは客の自宅まで、どこでも開くことができる。スパ・パーティーは一般に、最低限の人数に対する一連のサービスがパッケージ設定されている。このサービスは1人当たりの料金にすることも、対象客に上限数を設けて定額料金を課すこともできる。自宅を会場にしたスパ・パーティーでは、一般にセラピストと美容器具に加えてキャンドルや音楽、装飾、時にはフードやドリンクもつけて、スパ体験を持ち込むことが多い。提供されるトリートメントには、全身マッサージ、ハンドマッサージ、フットマッサージ、マニキュア、ペディキュア、ミニフェイシャルなどが含まれる。スパ・パーティーは、一般にブライダルシャワー（結婚式の前祝いパーティー）、誕生パーティー、またはシンプルな家族のパーティーや友達同士のパーティーに使われることが多い。

D. エステティックサロン

上述の通り、人々は外見を意識し、基本的なフェイシャルエステから吹き出物、ニキビの除去、あるいはホワイトニング、肌の若返りを求めるようになった。それだけの経済的余裕のある人々の間でこれらの人気が高まっている。上記のサービスに対する需要の高まりと並行して、多様な肌のタイプに合わせ、さまざまな肌の状態、顧客の嗜好に応じたスキンケア製品やスキンケアの方法が次々と開発され、一般に海外から現地市場に紹介されている。

スキンケア製品には、カテゴリーの融合、多用途化、多機能化といったシフトが生じており、アンチエイジングに対する、より包括的なアプローチが広がっている¹⁴。健康や美容への意識の高まりとともに、スキンケア製品やオーガニックのフェイシャル製品が人気を集めている。

集中的な研究と科学技術の進歩がスキンケア業界に多くの動きをもたらしたことは明らかである。病院や医療センター、皮膚科クリニックでは外科的処置が行われるが、フェイシャルセンターでは非外科的な処置や治療が提供される。

現在、エステティックサロンで提供されるサービスは、フェイシャル、ピーリング、活性化、ニキビ治療、イボの除去、ホワイトニングのためのトリートメントと処置、アンチエイジング・トリートメント、メソセラピー、スリミングなどさまざまである。その他のトリートメントは最新技術による革命的な処置を必要とする。しかし、フェイシャルセンターの中には、施術に最新の科学技術や先進機器を利用せず、スキンケア・トリートメントにハーブ系製品を使用するオーガニック志向の事業者もある。

E. 専門美容事業者

幅広いサービスを提供する美容室やエステティックセンターが増える中、専門的な美容サービスに特化する事業者も増加している。美容室市場の飽和に伴い、事業者は専門分野に経営資源を集中している。特定の分野で高質のサービスを提供する戦略である。まず、ネイルサロンでこうした戦略が導入されて以降、まつ毛エクステンション、アイブロウ・トリートメント、脱毛サロンを専門とする独立型店舗も立ち上げられた。

¹⁴ <http://www.cosmeticsdesign-europe.com/Market-Trends/Spotting-the-skin-care-trends-so-far-in-2012>

まつ毛エクステンションにより、目を強調するためにマスカラをつけたり、まつ毛をカールしたりする必要がなくなる。まつ毛エクステンション専門店には、フィリピン各地のショッピングモールに出店する i-Lash Salon¹⁵や、マニラ首都圏の Get-Lashed などがある。一方、眉毛サービスには、スレッディング、微調整、ワックスによる眉毛形成が含まれる。フィリピンの有名眉毛美容センターは Browhaus、Shu Uemura Tokyo Station、Benefit Browbar である。これらの店舗は、モール内の専門店や路面店で眉毛形成サービスを提供している。一方、脱毛サロンは、特に脇、腕、足、顔などボディ各部の脱毛を行う。脱毛はワックスまたはレーザーを使用して行う。フィリピンの有名独立系脱毛サロンの一つに Lay Bare Waxing Salon がある。この店は、眉毛脱毛、口周りの脱毛は 100 ペソから全身脱毛は 2,000 ペソまで、幅広い価格帯でさまざまな脱毛サービスを提供している。Lay Bare Waxing Salon は現時点で、マニラ首都圏に 39 店、フィリピン国内諸州に 8 店を展開している。

¹⁵ <http://i-lashsalon.com/branches.php>

第 2 部 外国投資の制限

フィリピン憲法といくつかの特別法は、一部の業種について 100%または一部国民化を義務づけている。すなわち、フィリピン人、または予め定められたフィリピン人の最低持株比率を満たす法人のみがこれらの事業活動ができる¹⁶。

一部国民化が義務付けられた事業活動への外国投資には、共和国法第 7042 号（1991 年外国投資法）（Foreign Invest Act of 1991 : FIA）¹⁷が適用される。外国投資法は、ネガティブリスト（Foreign Invest Negative List : FINL）に列挙された事業を行う権利をフィリピン国籍所持者のみに与えているが、ネガティブリストに記載のない業種は外国人投資家に開放されている¹⁸。

外国投資法は、外国人の持株比率が株式資本の最大 40%に制限される事業活動を列挙したネガティブリストを、大統領が 2 年おきに発行することを義務付けている¹⁹。最新のネガティブリストは、2010 年 2 月 5 日付大統領令第 858 号により大統領が公布した第 8 次ネガティブリストである²⁰。

ネガティブリストは 2 つのリストで構成される。それは、フィリピン憲法および特別法の規定により外国人の資本参加が制限される事業活動を列挙したリスト A と、安全保障、防衛、公衆衛生・公序良俗、中小企業の保護を理由として外国人の資本参加が制限される事業活動を列挙したリスト B である。ネガティブリストの対象とならないその他全ての活動については、外国人が自由に資本参加できる。

I. 外国人によるスパサロンの所有

第8次ネガティブリストのリストB（一部抜粋）

リストB：安全保障、防衛、公衆衛生および公序良俗の脅威、中小企業の保護を理由として外国人の株式所有は制限される。

外国人持株最大40%まで

公衆衛生および公序良俗の脅威があるため法律の規制を受けるサウナおよびスチームバスサロン、マッサージクリニックその他これに類する活動。（RA7042号。RA8179号により改正）

¹⁶ 例えば、フィリピン憲法は、フィリピン市民およびフィリピン市民が 100%所有・経営する法人のみがマスメディアを所有・経営できると定めている。また、フィリピン市民および株式資本の少なくとも 60%をフィリピン人が所有する法人のみが土地を所有できると定めている。

¹⁷ 共和国法第 8179 号により改正。

¹⁸ 外国投資法第 7 項は以下の通り定めている。

第 7 項 国内市場企業への外国投資 —非フィリピン国籍者は、外国人の株式所有が憲法および現行法もしくは本法第 8 条に基づく外国投資ネガティブリストにより禁止または制限されていない場合に限り、国内市場企業の株式を最大 100%所有することができる。

¹⁹ 同、第 8 項

²⁰ 第 9 次ネガティブリストは 2012 年 9 月 18 日に大統領の承認をすでに受けているが、まだ発表されていないため発効していない。

「サウナおよびスチームバスサロン」にスパサロンが含まれると解釈されるのであれば、上記の第8次ネガティブリストBはスパサロンにも適用される。従って、スパサロン事業への外国投資は40%に制限される。

上記の通り、リストBに基づいて「サウナおよびスチームバスサロン、マッサージクリニックその他これに類する活動」に特に課された制限の背後には、これらの事業活動が公衆衛生や公衆道徳を脅かす恐れがあるという理由が存在する。

II. 外国人による理容室、美容室、ネイルサロンの所有

理容室、美容室およびネイルサロンに関してはネガティブリストの対象外であるため、外国人の所有権に制限は課されない。外国人投資家は、以下の要件を満たす場合に限り、外国人持株比率が40%超の法人を登記し、事業活動を行うことができる。

A. 「非フィリピン国籍者」としての登記

外国投資法は「フィリピン国籍者」を次のように定義している²¹。

a) 「フィリピン国籍者」とは、フィリピン市民、フィリピン市民が100%を所有する国内の組合もしくは団体、またはフィリピンの法律に基づいて設立され、発行済み株式資本の少なくとも60%をフィリピン市民が所有し議決権を有する法人、または会社法に基づくフィリピンでの事業展開を目的として海外で設立・登記され、発行済み株式の100%または全ての議決権をフィリピン市民に、または年金またはその他の従業員退職手当もしくは解雇手当のための基金の受託者で、当該受託者がフィリピン国籍者であり、基金の少なくとも60%がフィリピン国籍者に帰属する企業を意味する。ただし、法人および非フィリピン人の株主が証券取引委員会（Security and Exchange Commission : SEC）登録企業の株式を所有する場合、当該法人がフィリピン国籍者と見なされるためには、各社の発行済み株式および投票権の少なくとも60%をフィリピン市民が所有していなければならない、かつ、取締役会メンバーの少なくとも60%がフィリピン国籍者でなければならない。

従って、国内法人の株式の40%超を外国人が所有する場合、当該企業は外国投資法の規定に基づく「非フィリピン国籍者」となるため、フィリピン国内で事業を行う前に、外国投資法に基づき「非フィリピン国籍者」として証券取引委員会に登録しなければならない。ただし、外国投資法に基づく登録には下記の最低資本要件が課される。

B. 最低払込資本

外国投資法は、上記で定義した通り、払込資本金が20万米ドル未満の国内企業をフィリピン国籍者に限定している。逆に、国内企業の払込資本金が20万米ドル以上の場合、外国人投資家が100%まで所有できる。当該企業が最新技術を導入している場合、または50名以上を直接雇用している場合は、払込資本金要件は10万米ドルに減額され

²¹ 外国投資法第3(a)項、共和国法第8179号により改正。

る。

以下に外国投資法第 8 項を一部抜粋する。

払込資本金が 20 万米ドル未満の国内中小企業はフィリピン国籍者に限定される。ただし、(1) 当該企業が最新技術を採用している場合、または (2) 50 名以上を直接雇用している場合は、非フィリピン国籍者についても最低払込資本金 10 万米ドルとすることを認める。

外国投資法は国内市場向け企業を「販売用商品を生産する企業もしくは国内市場のみにサービスを提供する企業、または生産物の一部を輸出する場合は、かかる生産物の 60% 以上を常時輸出していない企業」と定義している²²。理容室、美容室およびネイルサロンはこの定義に該当する。

従って、外国人投資家は理容室、美容室またはネイルサロンの 40% 超、最大 100% を所有することができるが、以下の条件を満たさなければならない。

- 当該企業の払込資本金が 20 万米ドル以上。または、
- 当該企業が最新技術を導入している場合、もしくは 50 名以上を直接雇用している場合は払込資本金が 10 万米ドル以上となる²³。

III. 外国人による小売店の所有

スパサロンおよび美容室が、顧客および一般市民に対して小売用商品を販売する小売店を維持することは可能である。これらのスパサロンおよび美容室は小売業に従事していると見なされる。

原則として外国資本の法人がフィリピンで小売業を営むことは認められていない。共和国法第 8762 号（通称「2000 年小売自由化法」）は、払込資本金 250 万米ドル未満の小売業を、フィリピン市民およびフィリピン市民が 100% を所有する企業に限定している²⁴。従って、外国人投資家は、払込資本金が 250 万米ドル以上であれば小売企業を 100% 所有できる²⁵。

しかし、以下の場合、これらの事業者による小売商品販売は小売業でないとされる場合があるので注意しなければならない。(i) それが、ヘアカット、ヘアスタイリング、メイクアップおよびその他のパーソナルケアサービスの提供という主たる目的に単に付随する場合、または (ii) それ自体が独立の事業として遂行されていない場合²⁶。

証券取引委員会は 2002 年 11 月 13 日付証券取引委員会意見書第 11-02 号において同様の問題について次のような見解を示した。Smart Communication, Inc. の携帯電話機および関連機器

²² 同、第 3(f) 項

²³ 同、第 8(b)2 項

²⁴ 共和国法第 8762 号第 5 項

²⁵ 同、第 5 項

²⁶ Picazo Buyco Tan Fider & Santos Law Office の Alex Erlito S. Fider 弁護士および Estrelita G. Gacutan 弁護士に宛てた 2002 年 11 月 13 日付の証券取引委員会意見書第 11-02 号

およびアクセサリーの販売は小売業ではない。これらの販売は通信サービスの提供という同社の事業目的を遂行するために必要、適切かつ適正だからである。また、これらの販売は「同様に通信サービスの提供という同社の主たる事業目的の遂行に直接関係する」、そこで証券取引委員会は以下のように結論づけた。

本件販売が「小売業」に当たるか否かという問題について、委員会は、当該法人の主たる事業目的に付随する商品販売への従事は小売業にあたらぬとの判断をすでに下している。委員会はその意見書において「病院はその性質上、患者のニーズを満たすための薬局を設けずに営業することができないため、病院が自らの薬局を設けることは『小売国民化法』の規定に基づく「小売業」にあたらぬ」と結論づけた。この判断は、共和国法第 1180 号（通称「小売業国民化法」）に基づく例外をよりどころとしている。同法は、ホテル所有者または管理者によるレストラン経営を「小売業」から除外している。これはホテルによるレストラン経営が小売業にあたらぬため、または消費を目的とする商品、物品もしくは製品を一般市民に常時販売するわけではないためである。

上記の意見に基づき、SMART 等の通信事業者が携帯電話機ならびに関連機器もしくはアクセサリーを一般に販売することは小売業にあたらぬと言える。これは携帯電話機ならびに関連機器もしくはアクセサリーの販売が、通信事業者の主たる事業目的に単に付随するものであり、通信事業者がそれ自体を独立の事業として発展的に遂行していないからである²⁷。

²⁷ 下線は本レポート作成者が加筆

第3部 基本登録

事業者はフィリピンで事業を行うにあたり、しかるべき機関に正式に登録した個人事業主、組合、共同組合または企業のいずれかを問わず、フィリピン国内で事業を遂行・運営するための法人格を備えなければならない。個人事業主は貿易産業省に、組合は協同組合開発庁（Cooperative Development Authority : CDA）に、共同組合および企業は証券取引委員会に事業を登録しなければならない。法人としての基本登録のほか、個人事業主、組合、共同組合および（または）企業は、納税のため内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue : BIR）に登録を行い、事業所を置く場所の関係政府機関（地方自治体）から必要な許可および免許を取得しなければならない。また、被雇用者のために被雇用者に代わって社会保障制度、健康保険制度、持家相互促進基金等の社会福祉機関に必ず登録し、必要な送金および保険料を納付・送金し、報告書を提出しなければならない。関係政府機関への事業者登録に関する要件と手続きについて以下に詳しく述べる。

I. 貿易産業省への登録

個人は、現行法規に基づき、当該事業の事業活動に関して全面的な統括権、支配権を有する個人事業者およびオーナーとして事業を開始することができる。本名とは異なる名称のもとで事業を行う個人事業主は、当該事業者名を貿易産業省に登録しなければならない。

申請者は貿易産業省への登録にあたり以下の要件を遵守しなければならない。

- 正しく記入し、オーナーが署名した申請書用紙の写し 2 部を提出する。申請書には、申請者および計画中の事業に関して以下の情報を記載しなければならない。
 - 申請者に関する情報：
 - ✓ 氏名
 - ✓ 生年月日
 - ✓ 租税識別番号（Tax Identity Number : TIN）
 - ✓ 詳細な住所
 - ✓ 電子メールアドレス
 - ✓ 自宅の電話番号
 - ✓ 国籍
 - ✓ 性別
 - ✓ 配偶者の有無
 - ✓ 犯罪、または法令、商慣習および業界規則への違反に関わる犯罪での有罪判決
 - 事業に関する情報：
 - ✓ 事業所の詳細な住所
 - ✓ 事業所の電話番号
 - ✓ 株式資本
 - ✓ 事業の性質 — 主たる事業活動

- ✓ 取り扱う主商品および／またはサービス
- ✓ 従業員数

➤ 予定される商号（3通りの商号を第1希望から順に記載）

➤ 申請者が以下の努力を払う旨の誓約

- ✓ 申請者の信ずる限りおよび知る限りにおいて、申請書に記載された全ての情報は真正かつ正確であること、ならびに虚偽もしくは誤解を招く情報の記載があれば、または申請書の裏付けとなる重大な虚偽もしくは誤解を招く書類の作成があれば、それは申請者に対するしかるべき刑事、民事および（または）行政上の処分の根拠となることを認める。
- ✓ 同一の名称または混乱を招くほど酷似した名称を合法的に使用する別人、会社または法人がすでに存在する場合は、登録商標を変更および（または）取消しする。
- ✓ 法律第3883号（通称「商号法」）およびその改正条項の規定、ならびにその実施規則・規定およびその他の関連法規を遵守する。
- ✓ 貿易産業省または貿易産業省が正式に指定した代表もしくは代理人が、各種の取引および産業に関わる各種の法律およびその実施細則を事業者が遵守しているか否かを確認・監視する権限および権能を認め、これを受け入れる。また、かかる違反が同様に事業免許取消しの根拠となることを認め、これを了承する。

■ 登録料および印紙税の納付

➤ 2010年シリーズ貿易産業省行政命令第10-10号（DTI DAO 10-10, s.2010）の規定に従い、登録料は以下の通り申請書に記載された管轄区域に応じて決定される。

バランガイ	200 ペソ
市／町	500 ペソ
地域	1,000 ペソ
全国	2,000 ペソ

対象範囲／管轄自治体とは、申請者の商号登録が効力を有するエリアを指す。対象範囲はバランガイの場合もあれば、特定の市／町、地区、あるいは全国の場合もある²⁸。

➤ 印紙税 — 申請者は申請に関して 15 ペソを納付しなければならない²⁹。

- 写真付き身分証明書原本の提示。政府機関が発行し、所持者が署名したもの。
- 申請者が外国人の場合、当該海外投資家は下記の書類を貿易産業省に提出しなければならない。申請時に原本を提出する。

²⁸ http://dtincr.ph/faq_bnrs.php

²⁹ BIR Memorandum Order No. 13-2008.

- 外国投資法の規定に基づき貿易産業省が発行した「フィリピンでの事業従事に関する認可証」の真正な認証済み写し
- 関係地方自治体からの最新の事業許可の真正な認証済み写し
- 現年度用に更新された「外国人登録証（ACR）」のコピー
- 外国投資法に基づく記入済み様式 17（「共和国法第 7042 号の規定に基づきフィリピンにおいて事業を行うため、または経済活動に従事するための申請書」）。
- フィリピン居住民代理人の最新版指名書
- 保健省（Department of Health : DOH）などその他の関係機関の許可

II. 証券取引委員会への登録

利潤追求のために組織され、株式に分割された資本金をもつ株式会社は、当該株式の持主に対して、株主によって保有される株式に基き配当金、つまり剰余利益を分配する権限を有する³⁰。フィリピンで法人として運営し、法人格を取得するためには、事業体はまず証券取引委員会から登録証明書を確保しなければならない。証券取引委員会規則により、法人の登録には下記のことを提出しなければならない。

A. 証券取引委員会の名称確認課からオンラインで入手する名称確認書

証券取引委員会は既存法人の名称または既に現行法により保護されたその他の名称と同一または欺瞞的もしくは混同的に類似し、現行法に反する法人名の使用を認めない³¹。法人格の使用可能性を確認するために、証券取引委員会は法人名の事前認可および承認要請を求める。これは登録会社名の留保および検索のために証券取引委員会によって開発されたオンライン設備である証券取引委員会 iRegister (<http://iregister.sec.gov.ph/MainServlet>) によりオンラインで行なうことができる。

申請された法人名の利用可能性の確認のために、証券取引委員会 iRegister は法人名が下記のようにないかをデータベースで確認する。

- 侮辱的な言葉で構成されている。
- 国際的に知名度のある法人の利益を損ねる。
- 同一の法人名が存在する。
- 登録名と混同、類似している。
- 他の登録名に抵触している。

³⁰ 同、第 3 条

³¹ 同、第 18 条

上記項目の検索において該当なしの結果が出ることは、法人名の留保が認められることを意味している。留保される法人名、会社の種類、関係業界、留保期間を含むがそれに限定されない留保細目を確認すると、証券取引委員会 iRegister は法人名が 90 日を越えない期間留保されたことを証する、留保通知書を発行する。留保期間は留保通知書の発行から 4 日以内に証券取引委員会事務所で留保料金を支払うことにより更新および／または延長することができる。留保料金が支払われると、証券取引委員会は提案法人名の留保、留保期間、料金支払を証明する留保支払確認書を発行する。以下で取り上げるその他の証券取引委員会登録要件すべての提出は証券取引委員会事務所で留保期間内に行なわれるべきである。

B. 基本定款および付属定款

フィリピンにおける法人の基本構文書は、正当に証券取引委員会に提出および登録された基本定款および付属定款である。

1. 基本定款

基本定款は法人の主要定款である。ただし、基本定款は、証券取引委員会に提出され、登録され、認証されない限り、法人の定款として拘束力を持たない³²。基本定款はフィリピンの公用言語で、設立者全員が正当に署名および承認し、証券取引委員会に提出されるべきである。基本定款は実質的に下記の事項を含まなければならない³³。

a. 法人の名称

上記項目 1. で取り上げたように、法人は特定可能な法人名で適法に呼ばれなければならない。2008 年に、証券取引委員会は証券取引委員会覚書通達第 05-08 号「法人名および共同経営会社名の使用に関するガイドラインおよび手続き」を公布した。上記の制限とは別に、法人名は Corporation または Incorporated あるいは略称の Corp. または Inc. という言葉を含むべきである。

法人名に法人の事業を記述する用語が含まれる場合、その用語は基本定款に明記された第 1 目的に言及すべきである。そのような用語が 2 つある場合、第 1 の用語が法人の第 1 目的に言及し、第 2 の用語が法人の第 2 目的に言及すべきである。

法人名は、既存の法人名または登録会社名ばかりでなく、貿易産業省に登録された既存の共同経営会社名および個人企業名にも、同一、類似しているべきではない。提案名が登録法人名または共同経営会社名に類似している場合には、類似性を除去し、または追加すべきである。句読点、スペース、符号、記号、ならびにその他の類似文字は、その形状または配置に関係なく、法人名を登録名と区別するための特徴的な言葉として容認されない。特殊記号、句読点、または特殊指定文字のみで構成された法人名は許されない。

³² Villanueva, Cesar Lapuz 著、「Philippine Corporate Law」2010 年版、Rex Printing Company, Inc., p. 169. .

³³ BP 168、第 14 条

下記は法人名の一部として使用することができる。

- 知的所有権局に登録された商号または商標は、知的所有権の所有者がその権利を与えれば、使用することができる。
- 経営者が当該使用に同意している場合、その経営者の姓名または姓³⁴。その経営者が既に故人である場合、相続人によって同意が与えられるべきである。ある名前の頭文字を法人名に使用する場合、頭文字の意味が基本定款または場合に応じて設立者または取締役により署名された別個の文書に明記されるべきである。
- 設立される当該法人が子会社である場合、親会社が当該使用に同意した場合、さらに外国法人の子会社または関連会社が親会社の名称の全部または実質的に全部を使用する場合で子会社または関連会社がその名称の一部として **Philippines** という言葉を使用し、その言葉が名称の後に (**Philippines**) または (**Phil.**) として書かれる場合における国際的に知られた外国法人またはそれに類するものの名称。
- 記述的な言葉または語句が伴う場合における地方の地理的単位、場所、または所在地の名称。

解散した法人または登録が撤回された法人の名称は、解散または撤回時点で発行済資本金の過半数を代表する株主によってその使用が認められた場合を除き、解散承認から 3 年または撤回期日から 6 年以内に使用されてはならない。現行法に従って、一定の言葉または語句は当該活動に従事する事業体のみが使用することができる。

登録時点で、別の法人または事業体が当該名称の使用に関する先行権を取得している旨または登録名称に対して類似している、あるいは公衆道徳または公序良俗に反すると宣言された旨の通知を証券取引委員会から受け取った場合には直ちに名称を変更する無条件の保証を含む宣誓供述書を少なくとも 2 名の設立者により作成することが求められる。

b. 目的条項

目的条項は、法人の事業の目的、対象、または業種を明記するので、基本定款の最重要部分である。基本定款における目的条項の重要性は、法人が行使しうる権限を与え、ならびに制限することにある³⁵。法人は法人法典またはその基本定款によって法人に明確に与えられた権限、そのように付与された権限に付帯する権限、ならびにそのように付与された権限の行使に必要な、かつそれに付帯する権限のみを有する³⁶。証券取引委員会は法人がその基本定款において明示的に権限を与えられていない事業に従事することはできないとの見解を一貫

³⁴ 証券取引委員会が、氏名を使用する満足できる理由の説明を登録者に求める場合がある。

³⁵ 目的条項は法人の一次的目的と二次的目的の 2 つの部分に分けることができる。

³⁶ 法人法典、第 45 条。

して維持している。目的条項は法人の一次目的と二次目的の 2 つの部分に分けることができる。

一次目的は法人が行う主たる事業を特定する。さらに、一次目的の明示は、株主が法人の主たる事業内容を知り、法人がその一次的目的から逸脱した場合には株主代表訴訟を提起することができるようにして、株主を保護する³⁷。一次目的（その付帯的および必要な活動と共に）は 1 つしかありえないが、一方で、その他の活動は基本定款の二次的目的に列挙することができる。

法人が一次的目的に示されたもの以外の活動に従事する場合、当該活動は二次的目的において表明されなければならない。特定の表明がない場合でも、法人法典に基づいて証券取引委員会に登録したあらゆる法人は下記の権限および能力を有する³⁸。

- 法人名で訴訟を提起し、訴訟を提起されること
- 基本定款および法人設立認可証に明記された期間における法人名による継承
- 社印を採用および使用すること
- 法人法典の規定に従って基本定款を修正すること
- 法律、道徳、または公序良俗に反しない付属定款を採用することならびに法人法典に従ってそれを修正または撤回すること
- 法人法典の規定に従って、応募者に対して株式を発行および売却することならびに自社株を売却すること
- 法律およびフィリピン憲法に規定された制限に従って、法人の合法的事業の商取引が妥当かつ必然的に必要とする、他の法人の証券および社債を含めた不動産および動産を購入、供与、保有、譲渡、売却、賃貸、質入れ、抵当権設定、ならびにその他の処置を行なうこと
- 法人法典に規定された他の法人との合併または統合すること
- 政党または候補者を支援するためあるいは党派的政治活動のための寄付を除き、公共の福祉あるいは病院、慈善、文化、科学、市民、または類似の目的を含む妥当な寄付を行なうこと
- 取締役、理事、役員、従業員のための年金、退職金、その他の制度を定めること

³⁷ 2010 年 12 月 29 日付の SEC-OGC 見解第 35-10 号、弁護士 Pearl Liu of Quisimbing Torres 宛

³⁸ 法人法典、第 36 条。

- 基本定款に明記された目的を遂行するために不可欠または必要なその他の権限を行使すること

証券取引委員会は、法人設立認可証が一定の列挙された権限を法人に与えているときには、法人設立認可証は列挙された権限の適切な行使に妥当に必要な付帯的権限を含み、他の列挙されていないすべての権限を除外すると解釈されるべきであり、権限が明示的に詳細に列挙されている場合には、「当該明記は、明記された権限および権利の行使に必要な付帯的または従属的権利および権限を除き、他のすべての権限または権利を暗に除外している」との見解を一貫して保持している³⁹。

c. 法人の営業場所

法人の本社はフィリピン国内に所在しなければならない。法人の基本定款に示される主たる営業場所は法人の所在地であり、管轄権に関係する。

現行法の全面的開示に従って、証券取引委員会は、すべての法人および共同経営会社に対して、基本定款または共同経営会社定款に、可能であれば、街路番号、街路名、barangay（バランガイ）、市、または自治体を含めた本社の具体的住所を明記するよう要求する 2006 年覚書通達第 3 号を公布した。「マニラ首都圏」という一般的住所は本社の住所として認められていない。

d. 法人の期間

法人は、設立期日または証券取引委員会による登録証明書発行時点から 50 年を超えない期間存在でき、その期間は基本定款の修正により 1 回に 50 年を超えない期間延長できる⁴⁰。

e. 設立者

法人は少なくとも 5 名、最大で 15 名の設立者を持つことができる。設立者はその過半数がフィリピン居住者である法定年齢の自然人でなければならない。各設立者は 1 株以上の株式を所有しなければならない⁴¹。

f. 取締役

法人法典に基づいて結成された法人の権限は取締役会によって行使され、すべての事業が取締役会によって運営され、すべての財産は取締役会によって管理および保有される⁴²。法人は少なくとも 5 名、最大で 15 名の取締役を置くことができる⁴³。取締役の過半数はフィリピンの居住者でなければならず、各取締役は 1 株以上の株式を所有しなければならない。外国株主は所有する払込済資

³⁹ Villanueva, Cesar Lapuz 著、「Philippine Corporate Law」2010 年版、Rex Printing Company, Inc., p. 203

⁴⁰ 法人法典、第 11 条。

⁴¹ 同、第 12 条。

⁴² 同、第 23 条。

⁴³ 同、第 14 条。

本金に比例して取締役会に外国人の取締役を置くことができる。たとえば、法人が 40%の外国人所有で、取締役会が 5 名の取締役で構成されている場合、2 名の取締役を外国人とすることができる。取締役は年次株主総会で後任者が選任され、その資格要件を満たすまで、1 年間在職する⁴⁴。

g. 役員

少なくとも、法人は社長、秘書役、財務役を置かなければならない。社長は法人の取締役でなければならない。外国人が社長のような経営職になることは禁止されていない。ただし、当該法人は、1991 年外国投資法の指令に従って公布するネガティブリストで規定される、部分的国有化あるいは国有化された産業に従事してはならない。秘書役および財務役は法人の取締役である必要はないが、秘書役はフィリピン国民かつフィリピン居住者でなければならない。同一人が 2 つ以上の地位を同時に占めることができる。ただし、社長は同時に同一法人の秘書役または財務役になることはできない⁴⁵。法人の役員は取締役会によって選任され、法律および法人の付随定款によって課された任務ならびに取締役会により定められたその他の任務を遂行する。

h. 資本構成

基本定款は、株式に分割された法人の授権資本の金額および株式の額面価額をフィリピンペソで明記しなければならない⁴⁶。株式は異なる種類の株式を発行することができ、当該株式は基本定款に規定された権利、特権、制限をもつ。ただし、常に完全な議決権をもつ種類またはシリーズがなければならない⁴⁷。

授権資本金の少なくとも 25%は引き受けされなければならない、少なくとも 25%は払込済みでなければならない。現地雇用のための人材派遣に従事する人材派遣・紹介会社の場合、法人であれば、最低払込資本は 50 万ペソである。海外雇用および船員のための人材派遣に従事する人材派遣・紹介会社の場合、最低払込資本は 200 万ペソである⁴⁸。

業務／サービスの請負業者／下請業者の最低払込資本は 300 万ペソとなる。しかし、第 2 部で先に述べたように、業務／サービスの請負業者／下請業者の外国資本出資比率が 40%以上の場合、最低払込資本は 20 万米ドルとなる。

外国人株主がいる場合、証券取引委員会は外国株主の出資が全額払込済みであることを要求している。証券取引委員会は、基本定款に示された払込資本金が申請された法人の委託財務役口座に預金されない限り、法人設立の申請は処理されない。

⁴⁴ 同、第 23 条。

⁴⁵ 同、第 25 条。

⁴⁶ 同、第 14 条。

⁴⁷ 同、第 6 条。

⁴⁸ 海外雇用庁陸上海外ワーカーの募集および雇用に関する規則第 2 部、規則 I、第 1 条。

i. 資本化

資本の引き受け・払い込みは、現金あるいは不動産あるいは設備機械、株式、自動車／船舶／航空機、無形資産を含む動産といったその他の現物資産で行うことができる。

引き受けが現金で支払われる場合、それらの現金は委託財務役に対して支払われる。外国人は指定代理銀行（Authorized Agent Bank : AAB）を通じた通常銀行ルートにて、委託財務役口座に対する内部送金により資本の払い込みを行うことができる。

フィリピンペソ以外の通貨で支払われる場合、払込資本金はフィリピンペソに換算することができる。払込資本金が指定代理銀行を通じ内部送金されて、フィリピンペソに換算される場合、その払込資本金は外国投資としてフィリピン中央銀行（Bangko Sentral ng Philipinas : BSP）に登録することができる。フィリピン中央銀行に適法に登録された外国投資は、全額かつ即時の資本本国送還および配当特権を受ける権利を与えられる。資本金または配当金の送還に関して、法人は投資登録の証拠提示により実際の送金時に一般的な為替レートで指定代理銀行から外国為替を購入することができる。

投資がフィリピンペソで行なわれる場合、法人は外国投資をフィリピン中央銀行に登録することはできない。従って、法人は資本金または配当金の送還のために指定代理銀行から外国為替を購入することはできない。ただし、現行外国為替規則では、法人は銀行制度外で外国為替を購入し、その金額を外貨口座に預金し、銀行制度を通じてフィリピン国外へ資本金または配当金を送金することができる。

引き受けの支払が現金以外である場合、支払として提供される資産の種類に応じて、その他の適用文書要件が証券取引委員会によって課される。

2. 付属定款

法人の付属定款は株主、取締役、会社役員の間での法人の内部統治に関する規則としての機能を果たす。法人法典第 47 条は少なくとも法人の付属定款が下記の事項を定めることを要求している。

- 取締役会の定例および臨時会議を招集および開催する時期、場所、方法
- 株主の定例および臨時会議を招集および開催する時期、場所、方法
- 株主の必要定足数および投票方法
- 株主の委任状の形式および委任状投票の方法
- 取締役または理事、役員、従業員の資格、任務、報酬

- 取締役または理事の年次選任を行う時期およびその通知様式または方法
- 取締役または理事以外のすべての役員の選任または任命方法および任期
- 付属定款違反に関する罰則
- 株式会社の場合、株券を発行する形式
- 法人業務に必要なその他の事項

前述の事項とは別に、法人の監査役および営業年度、配当、社印を規定するのが一般的である。

C. 財務役の宣誓供述書

申請された法人は法人が設立過程にある間の委託財務役を指名すべきである。方針として、証券取引委員会は、財務役は法人の資金の管理人であるから、財務役がフィリピン居住者であることを要求している。「アンチダミー法」として知られる改正共和国法第108号は、全面的または部分的に国民化された活動に従事する法人が外国人を財務役といった管理職に任命することを禁じている。

フィリピンで委託財務役口座を開設する場合、銀行は一般に署名済み基本定款、付属定款、財務役の宣誓供述書の提出を要求する。

フィリピンで正当に任命された公証人の面前で作成および承認されるべき財務役の宣誓供述書は下記の事項を含まなければならない。

- 財務役の名前、国籍、住所、ならびに財務役が法定年齢である事実
- 宣誓供述人が申請された法人の応募者によりその財務役として正当に選任され、当該地位に対する正当な資格を有すること
- 授權資本金全体の少なくとも 25%が引き受けされており、引き受けの少なくとも 25%が現金および／または財産で支払われ、申請された法人の利益のために宣誓供述人により受領されたこと
- 申請された法人の口座および／または財産を確認および調査する権限を証券取引委員会に与えること

証券取引委員会は、最近、その方針を変更し、最初の株式引き受けが現金で支払われた株式法人の法人化のために銀行証明書を提出する義務を免除した⁴⁹。

⁴⁹ 2012年7月20日付け会社登記および監視部門向け証券取引委員会覚書。

D. 名称変更のための共同宣誓供述書

共同宣誓供述書は、異なる個人、企業、または事業体が他の政府機関への登録により当該会社名を使用する先行権を取得していた場合、あるいは会社名が既存の法人の名称または法律によって既に保護されている他の名称と同一、類似しており、あるいは明白に現行法に反している場合、法人に代わって、申請された法人の会社名を変更する2名の設立者の公証である。

E. 証券取引委員会出願料

法人登録出願を処理する場合、証券取引委員会は授權資本金の金額の1%の10分の1にその20%を加えた金額を出願料として課する。

証券取引委員会は付属定款の承認に500ペソ、1991年外国投資法の規定による申請には2,000ペソの追加手数料を課す。さらに登録手数料の1%を法的調査手数料として要求し、付属定款および1991年外国投資法への申請料金も課す⁵⁰。

F. 承認／認可

関係する場合、申請された法人の活動を規制する関係政府機関からの承認／認可も要求される。たとえば、海外雇用の場合はフィリピン海外雇用庁から承認／認可を得なければならない。警備会社を運営する場合にはフィリピン国家警察の承認／認可を得ることとなる。一方で、前記に特に該当しない人材派遣および業務請負事業に従事する場合にはこのような承認／認可は必要ない。

G. 証券取引委員会書式番号 F-100

証券取引委員会書式番号 F-100 は外国資本出資比率が40%以上の法人向けである。40%以上の外国資本を有する新規法人は、別名「1991年外国投資法（RA 第7042号）が定める事業開始申請書」として知られる証券取引委員会書式番号 F-100 の届出を義務付けられている。

H. 送金証明

フィリピン中央銀行への投資登録を希望する非居住外国人および外国法人出資者の送金証明書、あるいはフィリピン中央銀行への投資登録を行わないという内容の供述書が提出されなければならない。

III. 内国歳入庁

内国歳入庁はフィリピンの国家税務当局である。現行税法の規定に従い、起業した事業体は証券取引委員会または貿易産業省への法人登録時に内国歳入庁に登録しなければならない。

⁵⁰ 2004年証券取引委員会覚書通達第9号に基づいた証券取引委員会の統合料金表。

A. 租税識別番号

内国税が課される全ての事業体、または「1997年国家歳入法」およびその改正法（「税法」）⁵¹の規定に基づき納税申告書、明細書その他の書類の提出を義務付けられる事業体は内国歳入庁から租税識別番号を取得しなければならない⁵²。租税識別番号は、システムにより生成された参照識別番号である。内国歳入庁がデータベースに登録された全ての者に対してこの番号を発行し、割り当てる。登録者による商取引および個人取引では、政府機関との取引であるか否かを問わず必ず租税識別番号を示さなければならない⁵³。当該納税者には租税識別番号が1個のみ割り当てられ、これは譲渡できない⁵⁴。

個人事業主がすでに租税識別番号を取得している場合、その個人事業主の取引には取得済みの租税識別番号を使用しなければならない。証券取引委員会への登録にあたり、証券取引委員会は新たな管轄機関として、当該企業に対応する租税識別番号を発行する権限を内国歳入庁から与えられている。租税識別番号は、証券取引委員会登録証明書（Certificate of Registration: COR）の右上に、証券取引委員会登録番号（Registration Number）とともに記載されている。

B. 登録証明書

登録証明書は、会社の主たる事業所が置かれる場所を管轄する地区歳入局（Revenue District Office : RDO）が、会社からの申請を受けて発行する。登録証明書の申請を行うにあたり、会社は500ペソの登録料を納付するとともに下記の書類を提出しなければならない⁵⁵。

- 内国歳入庁フォーム 1903「登録申請書（Application for Registration）」。
- 証券取引委員会登録書類（Registration Document）（基本定款および内規とともに証券取引委員会登録証明書と総称される）
- 土地の賃貸借契約書もしくは権利書、ならびに当該資産の税金申告（所有している場合）
- 市長の許可書（Mayor's Permit）、または市長の許可が未入手の場合はこれに代えて正式に受領した市長許可申請書
- BOI、PEZA、SBMA または BCDA への登録を証明する書類、または営業許可書（Permit to Operate）（適宜）

登録証明書には以下の情報を記載しなければならない。

- 納税者の氏名
- 登録住所
- 商号
- 納税者の種別

⁵¹ 共和国法第 8424 号およびその改正法

⁵² 内国歳入庁歳入規則 07-2012 第 4(2)項 Persons who are Required To or May Secure TIN”（租税識別番号取得が義務付けられる者、または租税識別番号を取得できる者）

⁵³ 同、第 3 (3) 項

⁵⁴ 同、第 4 (1) 項

⁵⁵ 同、第 13 項

- RDO コード
- 租税識別番号（枝番号を含む）
- 登録および登録証明書作成／発行の日付
- 納税者が税金を申告／納付しなければならない税の種類。VAT の課税対象である場合は税率を記載する（0%または12%）。
- 付与されている税制上の優遇措置、ならびに税制上の優遇措置が与えられている業種、およびかかる税制上の優遇措置が適用される期間（適宜）
- 証券取引委員会、またはその会社が特定の税制上の優遇措置または優遇税率の適用を受けるために認証を受けたその他の政府機関への登録
- 業種およびフィリピン産業分類コード（PSIC）。販売用物品および／またはサービスの分類基準に関する「フィリピン中央生産物分類（Central Product Classification）」を含む。PSIC 表の業種が「未分類」の場合は説明および業種を明記する。
- RDO／承認担当官の氏名
- 署名／承認の日付⁵⁶

C. その他

新たに登録した事業体は、同様に内国歳入庁が定める以下の要件を満たさなければならない。

- 「Ask for Receipt（受領書依頼）」の通知を適宜入手する。
- 内国歳入庁地区事務局が新規登録者向けに開催する納税者の初回ブリーフィングに出席する。これは新規登録者の権利、義務、責任を判断することが目的である。内国歳入庁地区事務局はブリーフィングに代えて、新規申請者の登録に関する資料を CD 形式で配布する場合がある。CD は納税者支援サービス局（Taxpayer Assistance Service）（TAS）が製作する。
- 会社の会計簿を登録する。
- 領収書／請求書の印刷および／またはキャッシュレジスター（CRM）／POS システムの使用に関する権限を取得する。
- ルーズリーフ式／コンピュータ式会計簿の使用および／またはコンピュータ式会計システムもしくはその構成要素の採用に関する許可を取得する。
- 物品税の課税対象となる商品に関わる活動／取引に従事する納税者は、「営業許可（Permit to Operate）」を取得する。
- 株式の初回発行時に印紙税を納付する。

IV. 地方自治体の要件

会社、組合、協同組合または個人事業主のいずれが行う事業も、当該事業者の事業地を管轄する地方自治体の事業許可（Business Permit）／市長の許可（Mayor's Permit）を取得しなければならない。地方自治体は、管轄区内で操業する事業者を規制する独自の規則を公布する権限を与えられているため、要件は地方自治体によって異なる場合がある。上記のことを踏まえると、担当の地方自治体に出向き、市長の許可（Mayor's Permit）または事業許可（Business

⁵⁶ 内国歳入庁歳入規則 11-2008 第 8(C)項「Information contained in the COR（登録証明書に含まれる情報）」

Permit) の発行に関する具体的な要件を尋ねることが賢明である。一般には、管轄区内で事業を行う前に、地方自治体により以下の要件が課される。

A. バランガイ・クリアランス

バラングアイはフィリピンの最も小さい行政単位であり、政府の計画、政策、プログラム、プロジェクト、活動をコミュニティ内で実施する場合は、このバラングアイが基本的な計画・実施単位となる⁵⁷。企業は、その本社が置かれるバラングアイの「バラングアイ・クリアランス (Barangay Clearance)」を取得しなければならない。規則はバラングアイごとに異なるが、一般には証券取引委員会登録書類に加え、当該企業が事業所を置く、または事業を行うバラングアイ内の不動産の賃貸借契約書の写しが要求される。

B. コミュニティ納税証明書

地方自治体は、管轄区内で事業に従事する、または事業を行う企業にコミュニティ税を課す権限を与えられている。企業は年間 500 以上 1 万ペソ以下のコミュニティ税を納付しなければならない。コミュニティ税が納付された時点で、地方自治体は当該企業のコミュニティ税納付証明書 (CTC) を発行する。CTC の申請に当たり、証券取引委員会登録書類の提示を求める地方自治体もある。

C. 市長の許可 (Mayor's Permit) / 事業免許 (Business License)

同様に地方自治体は、事業体が当該地方自治体の管轄区域内で事業を運営する前に市長の許可 (Mayor's Permit) / 事業免許 (Business License) を取得するよう求める権限を与えられている。上記の通り、市長の許可/事業免許の発行要件は地方自治体によって異なる。メトロマニラのマカティ市では、市長の許可/事業免許の発行に当たって以下の書類を提出しなければならない。

- 事業許可申請書 (Business Permit Application Form)
- バランガイ・クリアランス (Barangay Clearance)
- コミュニティ納税証明書 (Community Tax Certificate)
- 証券取引委員会登録書類
- 財産の賃貸借契約書もしくは権利書、または納税申告書
- 建築許可書 (Locational Clearance)
- 一般損害賠償責任保険証券
- 状況に応じて妥当と思われるその他の書類

また、市長の許可 (Mayor's Permit) / 事業免許 (Business License) は所定の手数料および課税金の納付を条件として発行される。免許手数料および課税金の金額は地方自治体ごとに異なる場合がある。これらの料金は地方自治体規則に基づく地方自治体の納税規則または歳入規則で調べることができる。

⁵⁷ 地方自治体法第 384 条、Role of the Barangay (バラングアイの役割)

D. その他の免許、許可および認可

地方自治体は、土地取得許可および（または）一般損害賠償責任保険等の追加的要件を課す場合がある。事業体は同時に、管轄地方自治体の火災防止局（Bureau of Fire Protection）から防火検査証明書、また適宜、衛生許可証を取得することを義務付けられる。

V. 社会福祉機関が課す要件

フィリピンは、社会保障制度、フィリピン健康保険制度、持家促進相互基金など、労働者の利益の保護と促進を目的とするさまざまな社会福祉関連法を施行している。

A. 社会保障制度

雇用主は社会保障制度に登録し、業務活動に従事する従業員を登録しなければならない。雇用主は下記の書類を社会保障制度に提出しなければならない。

- 社会保障制度事業登録フォーム（Business Registration Form）（BR-1）
- 雇用報告書（Employment Report）（フォーム R-1A）
- 署名見本カード（フォーム L-501）
- 営業所住所概略
- 認証済み雑支払返金フォーム（フォーム R-6）または雇用主による支払いを示す特別銀行領収書

B. フィリピン健康保険制度

社会保障制度に登録すると健康保険制度に自動的に登録される。ただし、雇用主は以下の追加書類を健康保険制度に提出しなければならない。

- 各従業員の会員登録用紙および必要な関連書類
- 雇用主データレコード（Employer Data Record）（ER1 フォーム）2 枚組み
- 市長の許可（Mayor's Permit）／事業免許（Business License）および（または）証券取引委員会登録書類

C. 持家促進相互基金

雇用主は、社会保障制度および健康保険制度雇用者番号（Employer Number）発行から 30 日以内に以下の書類を持家相互促進基金に提出しなければならない。

- 会員登録／送金フォーム（MRRF FPF060）2 部
- 従業員の会員データフォーム（Membership Data Form : MDF）
- 今年度分の社会保障制度加入・遵守証明書（Certificate of SSS Coverage and Compliance）
- 証券取引委員会登録書類

第4部 政府の許可／事業許可（二次登録）およびその他の規則

I. 政府の許可／事業許可

一般に、基本登録要件のほかは、理髪および美容に関わる事業者（理容室、美容室またはネイルサロン、ならびにスパ／エステティックサロンを含む）が事業開始前に従わなければならない登録要件は存在しない。ただし、これらの事業所で常態化している販売を目的とした化粧品の輸入、または化粧品の売買もしくは流通に従事する場合は除く。このような場合は、販売予定の化粧品に関する食品薬事管理局（Food and Drug Administration : FDA）への化粧品通知書⁵⁸が、化粧品輸入業者、取引業者または流通業者⁵⁹として操業するために既存の免許を取得している別法人によりすでに確保されている場合を除き、当該事業者は化粧品輸入業者／取引業者／流通業者として操業するための免許を食品薬事管理局に申請し、化粧品通知書を確保しなければならない。

上記の理髪および美容関係の事業者には外科的処置を行う事業者は含まれないという点には注意しなければならない。外科的処置を行う美容事業者は、外科外来クリニックとして保健省の医療施設・保健局に免許を申請しなければならない。

A. 外科外来クリニック開業免許

外科外来クリニック開業免許の初回申請に当たっての書類要件は以下の通りである。

- 記入済み、認証済みの外科外来クリニック開業免許申請書（Application for License to Operate an Ambulatory Surgical Clinic）。
- 外科的手術／処置のリスト
- 職員リスト（標準申請書の別紙 A）
- 以下の書類のコピー
 - 医療スタッフおよび医療補佐スタッフの資格を証明する書類
 - ✓ 有効な専門職資格管理委員会（Professional Regulation Commission : PRC）ID／専門職資格管理委員会専門医証明書（Board Certificate）
 - ✓ 医療スタッフの専門医証明書（Specialty Board Certificate）
 - ✓ 研修証明書／職務経歴書
 - 医療スタッフ、医療補佐スタッフおよび事務スタッフの雇用を証明する書類
- 設備／機器リスト（標準申請書の別紙 B）

⁵⁸ 化粧品の販売または流通に当たっては、食品および医薬品の製品登録証明に類する化粧品通知書が必要である。

⁵⁹ 化粧品輸入業者／製造業者／流通業者は、食品薬事管理局への化粧品通知書を入手する前にまず営業免許を取得しなければならない。化粧品通知書を申請できるのは、フィリピン国内で事業を行うための免許を取得した自然人または法人のみである。

- 外科外来クリニック建物の位置を示す地図
- 保健省建築許可書のコピー
- 貿易産業省／証券取引委員会登録書（民間外科外来クリニックの場合）

外科外来クリニック開業免許更新申請については、申請者は以下の書類を提出すればよい。ただし、初回申請の書類要件のいずれかに付随する情報に変更が生じた場合は除く。その場合は、以下に該当する更新済みまたは修正済みの必要書類を保健省に提出しなければならない。

- 記入済み、認証済みの外科外来クリニック開業免許申請書（Application for License to Operate an Ambulatory Surgical Clinic）
- 外科的手術／処置のリスト
- 文書化された品質保証プログラム

外科外来クリニックが以下の業務のいずれかを行う場合は、初回登録および更新申請に際して追加的の要件が課される。

- 臨床検査
- 放射線使用
- HIV 試験所および（または）
- 薬局

これらの追加的の要件は外科外来クリニック開業免許申請書の標準様式に記載されている。

B. 化粧品流通業者の営業免許

1. 一般要件

化粧品流通業者の営業免許申請に関する一般的要件を以下に記載する。

- 事業者の活動に関する情報
- 正式な認証を受けた記入済み申請書（Petition Form）。所有者／法人設立者／正式代表の 2×2 の ID 写真を貼付し、正式代表を指名する特別委任状または秘書役の証明書（Secretary's Certificate）を付す。
- 共同宣誓供述書（Joint Affidavit of Undertaking）に薬剤師の ID 写真を貼付したもの。
- 登録薬剤師の以下の書類
 - 専門薬剤師証明書（Board Certificate）
 - 有効な専門職資格管理委員会の ID
 - 最新の専門職納税証明書⁶⁰
 - 署名済み職務・責任確認書（Duties and Responsibilities）
 - 事業者免許取得に関する食品薬事管理局後援セミナーの出席証明書または出席誓約書

⁶⁰ 専門職納税証明書（Professional Tax Receipt）を指す。専門職開業特権に対して年税が課される。

- 薬剤師許可書 (Pharmacists Clearance)
- 事業登録を証明する書類
 - 個人事業主の場合は、貿易産業省の有効な商号登録証明書
 - 法人の場合は証券取引委員会への有効な登録証明書、定款およびその他の付随する書類
 - 商号と法人名が異なる場合、証券取引委員会の証明書に「(事業者名)の名称および商号に基づき事業を行う」と記載されていなければならない
 - 商号および住所が貿易産業省または証券取引委員会に登録された名称および住所と異なる場合は、有効な市長の事業許可または balan gay 事業許可
 - 所有権変更に関する売渡証書
 - 合併/買収に関する財産譲渡証書
- 占有を証明する書類 — 事務所
 - 有効な賃貸借契約書/転貸契約書
 - (法人が所有する場合) 権利譲渡証明書 (Transfer of Certificate Title)
 - (複数の法人のうち1社が所有する場合) 認証済み占有証明書
 - 当該事業者が分譲区画または住宅用コンドミニアムに位置する場合、有効な管理組合の許可書
 - 平面図、周辺地図および写真 (印を付したもの)
- 占有を証明する書類 — 倉庫
 - 有効な賃貸借契約書/転貸契約書
 - (所有の場合) 権利譲渡証明書
 - (複数の法人のうち1社が所有する場合) 認証済み占有証明書
 - 当該事業者が分譲区画または住宅用コンドミニアムに位置する場合、有効な管理組合の許可書
 - 有効な認証済み倉庫管理契約書 (第三者ロジスティックス)
 - 平面図、周辺地図および写真 (印を付したもの)
 - 販売する商品のリスト

2. 特殊要件

a. 輸入業者の場合

化粧品輸入業者には以下の特殊要件が課される。

- フィリピン領事館が正式に認証した各サプライヤーとの在外代理店契約
- 当該サプライヤーが製造業者でない場合は以下の要件が追加される。

- 海外のサプライヤーと製造業者の有効な供給契約
- フィリピン領事館が正式に認証した有効な三者間契約
- 原産国の政府機関もしくは公認事業者団体が発行した製造業者の有効な GMP 証明書、または GMP 準拠に関する自己宣言
- 原材料については、GMP 証明書に代えて ISO/事業免許／製造業者の免許を提出することができる。
- 分析証明書（原材料、完成品）
- 化学物質安全性データシート（MSDS）

b. 取引業者の場合

化粧品取引業者には以下の特殊要件が課される。

- 製造業者との認証済みの有効な契約書／合意書。製造業者と取引業者の双方が商品の品質に対して共同で責任を負う旨および製法の所有権に関する文言が明記されているもの。
- 事務所および倉庫の平面図

c. 製造業者の場合

化粧品メーカーの場合は上記の一般要件のほかに、サイトマスターファイルを提出しなければならない。サイトマスターファイルは「製造業者が作成する書類で、記載の場所で行われる医薬品の製造および（または）その管理、ならびに隣接する建物もしくは近隣の建物で行われるこれに密接に関連した業務に関する実際の具体的な GMP⁶¹情報が記載されたもの」である。その場所で医薬品製造業務が部分的にしか行われていない場合には、それらの業務（分析、パッケージングなど）のみを記載すればよい⁶²。

食品薬事管理局が発令した行政命令 2011 年第 50 号に基づき、初回登録免許発行手数料は 3,000 ペソとなっている。初回登録は 1 年間有効である。申請者はさらに、免許発行手数料の 1%（30 ペソ）の法律調査手数料を納付しなければならない。

申請者は申請書提出時に書類の原本を持参し、確認を受けなければならない。申請書はオレンジのフォルダーに入れ、必要書類を区分けして提出しなければならない。必要書類は上記の要件リストの順序に従って並べなければならない。

申請書は毎週木曜の午前 7 時から午後 3 時まで食品薬事管理局に提出することができる。必要書類ならびに申請書、共同宣誓供述書が不備の場合は受理されない。

⁶¹ 「医薬品の製造管理および品質管理に関する基準」を指す。

⁶² http://apps.who.int/prequal/trainingresources/pq_pres/workshop_Vietnam_Jan2006/SiteMasterFile.pdf

食品薬事管理局により、申請書提出から5営業日以内に事務所、倉庫または貯蔵室の検査が行われる。検査中に欠陥が発見された場合、申請者はかかる欠陥を解決するために30営業日の猶予を与えられる。食品薬事管理局はそれを受けて、操業免許申請の承認または却下を決定する。

所有権の変更、合併または買収が発生した場合は、過去に発行された最初の操業免許を食品薬事管理局に引き渡さなければならない。

C. 化粧品通知書

フィリピンが準拠するアセアン化粧品指令に基づき、フィリピン国内で化粧品の販売を計画する自然人または法人は、フィリピン国内で当該製品のマーケティングまたは販売を行う前に、まず食品薬事管理局が定める製品通知フォーム (Product Notification Form) を使用し、当該製品が製造される場所またはその初回輸入を食品薬事管理局に通知しなければならない。当該自然人または法人は、食品薬事管理局の化粧品通知書の発給を受けない限り製品のマーケティングまたは販売を行ってはならない。アセアン化粧品指令に基づき、国家のしかるべき監督機関 (フィリピンの場合は食品薬事管理局) は3営業日以内に製品通知書を発給するよう努めなければならない。

現地市場への製品供給に関して責任を負う自然人または法人は、食品薬事管理局による製品通知書の発給によって、各出荷物がアセアン化粧品指令の規制要件を満たしており、かつ当該製品の通常の状況下での使用によって人体に危害が及ばないことを確認する義務を免れるわけではない。すなわち、アセアン化粧品指令は「市販前承認制度から市販後調査制度に移行した」のである⁶³。国家の監督機関 (フィリピンの場合は食品薬事管理局) は、アセアン化粧品指令への準拠を確認するために「さまざまな市販後のモニタリングと調査」を行う⁶⁴。

複数の化粧品で構成されるシリーズまたは複数のカラーが入ったパレットに関しては1通の化粧品通知書を作成できるが、シリーズの各製品またはパレットに含まれるカラーの各々について詳細な成分リストと制限物質の含有率を申告しなければならない。

食品薬事管理局は、記入済み化粧品通知書フォームに付して以下の書類の提出を求める場合がある。

- ラベル表示の要件に基づく詳細な成分リスト、およびアセアン化粧品指令の Annex に記載された制限成分の含有率
- 製品ラベル、添付文書、内箱・外箱またはパッケージの鮮明かつ判読可能なカラー写真または基本図面/アートワーク
- 製品の市場供給について責任を負う登録者または会社の事業免許の写し
- 製品の所有者または製造業者からの委任状

⁶³ <http://aseancosmetics.org/default/asean-cosmetics-directive/notification>

⁶⁴ <http://aseancosmetics.org/default/asean-cosmetics-directive/notification>

ブランド名、販売権、製品の種類、用途、製品名、製法、製造業者または組立業者に関し、化粧品通知書に記載された情報に変更が生じた場合は新たな化粧品通知書を作成しなければならないが、販売権、会社の代表者、パッケージサイズ、パッケージ素材、ラベルに変更がなく、製品の表記、名称および／または会社の住所に関わる変更が生じた場合は旧化粧品通知書の修正のみでよい⁶⁵。

II. その他の規則

A. 衛生規則

理髪事業者および美容事業者は、「フィリピン公衆衛生規則」第 XII 章の実施細則（Sanitation Code IRR：公衆衛生規則実施細則）の規定を遵守しなければならない。公衆衛生規則実施細則第 2.42 項に定義される通り、理髪事業者および美容事業者には「理容室、美容室、ヘアドレッシングおよびマニキュア事業者、痩身サロン、タトゥーサロン、ピアスサロンその他のこれに類する事業者」が含まれる。

公衆衛生規則実施細則第 1 項に基づき、公衆衛生規則実施細則は「全ての理容室、美容室／サロン、化粧サロン、ヘアサロンおよびヘアドレッシングサロン、マニキュアおよびペディキュア事業者、タトゥーショップ、ピアスショップおよびこれに類する事業者、ならびに痩身サロン（痩身サロン、フィットネスサロン／クラブ、エアロビセンター／クラブ、スリムサロンおよびその他の事業者を含む）に適用される。これらの事業者のスタッフ、オーナー、マネージャーおよび運営者、ならびにこれに類する業種または職業の出張サービスを行う者も適用対象である」。ただし、医療処置または外科処置を職業として行うための免許を取得した事業者および個人は、公衆衛生規則実施細則の適用範囲から除外されている点に注意しなければならない⁶⁶。

1. 公衆衛生許可に関する要件

公衆衛生規則実施細則第 3.1 項に基づき、地方自治体の衛生担当官による公衆衛生許可の発行⁶⁷が、理髪業および美容業の開業および営業の前提条件となっている。公衆衛生許可は、「市もしくは町の衛生担当官、またはこの役職がない場合は公衆衛生部／課／係の責任者または長が、大統領命令第 522 号⁶⁸および 856 号⁶⁹ならびにその実施細則および地方自治体の条例に基づいて実施された評価または検査の際に当該事業者が最低限の現行公衆衛生要件を満たしていることを証明した証明書」を指す。

理髪店または美容室の拡張、増築または改造に当たっても同様に事前の公衆衛生許可が必要である⁷⁰。

⁶⁵ <http://aseancosmetics.org/default/asean-cosmetics-directive/notification>

⁶⁶ 公衆衛生規則実施細則第 1 項

⁶⁷ 公衆衛生規則実施細則第 2.23 項において「地方自治体の衛生担当官」は州、市または町の衛生担当官を指す。

⁶⁸ 1974 年 7 月 30 日付、旅行者の保護と便宜のための事業所および施設の運営のための規定衛生要件。

⁶⁹ フィリピン公衆衛生規則

⁷⁰ 公衆衛生規則実施細則第 3.2 項

さらに、理髪業または美容業の所有者が変更された場合、新所有者は変更から 14 営業日以内に市または町の衛生部に、変更の届出を行わなければならない⁷¹。当該事業者は手続きにかかる手数料を納付しなければならない⁷²。

a. 公衆衛生許可の更新申請

公衆衛生許可の申請または更新は様式 110 を使用し、理髪事業または美容事業を管轄する市または町の衛生部に提出する⁷³。公衆衛生許可は、理髪事業者または美容事業者が様式 103-B（事業者の公衆衛生検査用紙）で十分な点数を獲得した場合のみ発行される⁷⁴。

公衆衛生許可の申請または更新時に地方自治体に納付される手数料は、地方自治体の条例で定められている⁷⁵。

b. 公衆衛生許可の有効期限

公衆衛生規則第 3.5 項に基づき、公衆衛生許可は発行日から同年末まで有効であり、その後は毎年年初に更新される。公衆衛生規則または規制に違反した場合、地方自治体の衛生監督機関は、地方自治体の衛生担当官の勧告に基づき、上記の許可を取消しまたは一時停止する場合がある⁷⁶。

理髪事業者および美容事業者は、公開情報として、事業所内の目につく場所に公衆衛生許可を掲げなければならない⁷⁷。権限を有する衛生およびその他の機関の監督官の検査に際して、公衆衛生許可を提示しなければならない⁷⁸。

2. 一般的な公衆衛生要件

公衆衛生規則実施細則第 4 項およびその小項目は、理髪事業者および美容事業者全般に適用される水道、下水処理および排水、固形廃棄物の管理、害虫駆除、衛生設備（特に洗面台およびトイレ）、ならびに救急設備に関する公衆衛生要件について規定している。

a. 水道

水道については、公衆衛生規則実施細則第 4.1 項に基づき、以下の公衆衛生要件が定められている。

⁷¹ 同、第 3.4 項

⁷² 同書

⁷³ 同、第 3.3.1 項

⁷⁴ 同、第 3.3.2 項

⁷⁵ 同、第 3.3.3 項

⁷⁶ 同、第 3.5 項

⁷⁷ 同、第 3.5 項

⁷⁸ 同上

4.1 水道

- 4.1.1 事業所の飲用水は、フィリピン公衆衛生規則（P.O.856）第II章「水道」およびその実施細則に準拠しなければならない。使用される水の水質は、飲用水に関するフィリピン国家基準に適合しなければならない。
 - a. すべての水道水について、地方自治体の衛生担当官が発行する飲用水適性証明書を取得しなければならない。
 - b. 1日1人あたり40リットル以上の水を貯蔵しておかなければならない。
- 4.1.2 食品を調理、加工もしくは取扱いする場所、または食品機器および食器を洗浄する場所には、十分な水圧を確保しなければならない。水圧は、1平方センチメートル当たり1.41キログラム（20psi）に保たなければならない。
- 4.1.3 飲料水が水道管から事業所に供給されない場合は、衛生的な方法で取扱い、輸送、分配しなければならない。飲料水は、地方自治体の衛生担当官が承認した別のタンク、貯水池またはコンテナに貯蔵することができる。

b. 下水処理および排水

公衆衛生規則実施細則の第4.2.1項は、「理容室および美容室から排出された全ての下水は公共下水システムで処理しなければならない。公共下水システムが整備されていない場合は、フィリピン公衆衛生規則（P.D.856）第XVII章「下水の収集および排水、排泄物の廃棄および排液」およびその実施細則に適合する方法で処理しなければならない」と定めている。

c. 固形廃棄物の管理

フィリピン公衆衛生規則第4.3項およびその小項目は、固形廃棄物の管理に関する公衆衛生要件を以下の通り定めている。

4.3 固形廃棄物の管理

- 4.3.1 事業所内の全ての部屋に、不浸透性の素材でできたスイングカバー付きゴミ容器またはゴミ箱を2個以上備えなければならない。1個は生分解性の廃棄物用、1個は生分解性でない廃棄物用とする。
- 4.3.2 全てのゴミ容器またはゴミ箱には、しっかり閉まる蓋またはカバーをつけなければならない。このような構造および保守で防虫および清掃しやすくする。生分解性でない廃棄物には黒のビニール製ゴミ袋、生分解性の廃棄物には緑のビニール製ゴミ袋をゴミ容器およびゴミ箱の内側にかぶせる。
- 4.3.3 各ゴミ容器を空にした後、内側と外側を水、石鹼、ブラシで徹底的に洗浄する。
- 4.3.4 ゴミの保管は害虫が入り込まないような方法で行う。また、

害虫やネズミの誘引物や逃げ場になったり、迷惑になったりしないような方法で行わなければならない。

- 4.3.5 ゴミの保管場所は常に清潔に保たなければならない。
- 4.3.6 全てのゴミは少なくとも1日1回、または必要な頻度で市もしくは町の収集システムを通じて、または承認された方法で迷惑にならないように廃棄する。
- 4.3.7 先の尖ったものは穴の開かない容器に入れて廃棄し、廃棄前に処理しておく。

d. 害虫⁷⁹駆除

公衆衛生規則実施細則第 4.4 項は、理容室および美容室の害虫駆除の維持に関する公衆衛生要件を以下のように定めている。

4.4 害虫駆除

- 4.4.1 オーナー、経営者または管理者は、理容室および美容室の害虫発生防止策を維持しなければならない。オーナー、経営者または管理者が害虫発生防止策の維持を行わなかった、怠ったまたは拒否した場合、地方自治体の衛生監督機関は、オーナー、経営者または管理者の費用負担で害虫発生防止策を実施する。
- 4.4.2 全ての浴室およびその他の屋外への開口部には、空調が設置されていない場合、有効な仕切りを設けなければならない。
- 4.4.3 窓、照明および換気等、地下の全開口部はネズミの侵入を防がなければならない。同様に、外壁、1階もしくは2階、ならびに屋根の全開口部もネズミの侵入を防がなければならない。ネズミが大量発生した場合は、屋外につながる木製ドアをねずみ返しおよび金属チェーンでブロックし、自動閉鎖装置を取り付けなければならない。
- 4.4.4 茂み、雑草、草地の繁茂を防ぎ、ダニ、害虫その他の昆虫の逃げ場にならないようにしなければならない。
- 4.4.5 全ての防鼠、防虫および消毒作業は、認定を受けた都市害虫駆除業者が地方自治体の衛生監督機関の監督のもとで処理しなければならない。その費用はオーナー、経営者または管理者が負担する。
- 4.4.6 害虫発生防止策の手順および頻度は、地方自治体の衛生監督機関が決定し承認する。
- 4.4.7 全ての事業所の害虫発生防止策は、フィリピン公衆衛生規則 (P.O.856) 第 XVI 章「害虫駆除」およびその実施細則に準

⁷⁹ 公衆衛生規則実施細則第 2.43 項は以下のように定めている。

2.43. 害虫 — 病毒を媒介するハエ、蚊、ゴキブリ、シラミ、ノミ、ダニ、ナンキンムシ、ネズミなどの昆虫または小動物

抛しなければならない。

e. 公衆衛生設備

公衆衛生規則実施細則第 4.5 項およびその小項目は、特定の公衆衛生設備（洗面台およびトイレ設備）の公衆衛生要件を定めている。

f. 救急設備

公衆衛生法実施細則第 4.6.1 項に基づき、理容室および美容室は、事故に備えて救急設備もしくは医療キット、ならびに外傷が生じた場合に止血に使用する滅菌素材を整備しなければならない。

3. 構造上の要件

公衆衛生規則実施細則はさらに、床、壁、天井、照明、換気、床面積、更衣室および出口に関して理髪事業者および美容事業者が準抛しなければならない構造上の要件を定めている。

a. 床

公衆衛生規則実施細則第 5.1 項およびその小項目に基づき、理容室および美容室の床に関して定められた要件は以下の通りである。

5.1 床

- 5.1.1 床は、滑らかで清掃しやすい素材で作成し、良好な状態を維持しなければならない。
- 5.1.2 コンクリート、タイル、セラズ、さねはぎ、大理石、パーケット等の素材、およびこれに類するその他の素材は割れ目や穴がない限り使用することができる。傷のある厚板を使用してはならない。
- 5.1.3 床はリノリウム、カーペット、ゴムもしくはプラスチック、ならびにこれに類する素材で覆うことができる。床は、十分な清潔さが保たれるように清掃し維持しなければならない。
- 5.1.4 水ぬれする浴室その他の場所の床は、不浸透性の滑らない素材で構成しなければならない。
- 5.1.5 排水溝を設置しなければならない。清掃時に水を流す床、または設備からの排水もしくはその他の液体廃棄物が流れる床には排水に適した勾配をつけなければならない。
- 5.1.6 全ての床は常に清潔を保たなければならない。

b. 壁および天井

公衆衛生規則実施細則第 5.2 項およびその小項目は、理容室および美容室の壁および天井に関して次のような要件を定めている。

5.2 壁および天井

- 5.2.1 壁および天井は凹凸がないように固く組み合わせなければならない。また、有害物質を含まない素材で構成し、良好な状態を維持しなければならない。
- 5.2.2 壁は、表面を傷つけずに簡単に清掃できるパネルもしくは壁紙またはこれに類する素材で仕上げなければならない。
- 5.2.3 壁および天井は、光を反射しない均一の素材で塗装または構築しなければならない。
- 5.2.4 水濡れまたは水はねする浴室その他の場所の壁面の仕上げは不浸透性の素材で行わなければならない。
- 5.2.5 壁および天井の装飾、飾り、照明器具、設備、ならびにその他の付属物は常に清潔を保たなければならない。全ての表面は必要な頻度で張替、修理または修復しなければならない。

c. 照明

公衆衛生規則実施細則第 5.3 項およびその小項目は、理容室および美容室の照明に関する要件を定めている。具体的には、公衆衛生法実施細則第 5.3.1 項において、理容室および美容室の全ての場所は、自然光または人工光により十分な明るさが与えられていなければならないと定められている。5.3.1 項はさらに照度の最低基準を次のように定めている。

- 通路、出口、階段、（フロアの）踊り場、エレベータ、エスカレータ — 5 フィートキャンドル⁸⁰ (50 ルクス)
- 練習室、更衣室、ロビー、ロッカー、浴室、トイレ — 10 フィートキャンドル (100 ルクス)
- 理容室、美容室、タトゥー店、倉庫 — 20 フィートキャンドル (200 ルクス)
- 補助照明 — 30 フィートキャンドル (300 ルクス)

その他第 5.3 項に基づく照明の要件は以下の通りである。

- 5.3.2 照度は床から 75 センチメートル (30 インチ) の高さで測定する。照度は照度計（フィートキャンドルメーターまたはルクスメーター）で測定する。照明は過度にまぶしくないように、また陰ができないように配置

⁸⁰ 公衆衛生規則実施細則第 2.18 項に基づき、フィートキャンドルは「ロウソク 1 本の固定光源（=1ルーメン/平方フィート）から 1 フィートの位置の地表の照度を表す単位」と定義される。1 フィートキャンドル=10.76ルクス

する。

- 5.3.4 事業所内の全ての照明ランプおよび照明器具は病院の様ではなく、また、安全な状態で設置しなければならない。停電または非常時には非常灯が利用できるようにしなければならない。
- 5.3.5 別段の記載がないその他のエリアの照度は、公衆衛生エンジニア／公衆衛生検査官の勧告に従い、地方自治体の衛生担当官が求める照度とする。

d. 換気

公衆衛生規則実施細則第 5.4 項およびその小項目は、理容室および美容室の換気についても要件を定めている。

e. 床面積

公衆衛生規則実施細則は、過度の混雑を防ぐため最低床面積を定めている。特に、公衆衛生規則実施細則第 5.5 項は、床面積について以下の要件を定めている。

- 5.5.1 客 1 名につき 1.50 平方メートル以上の床面積を充てなければならない。
- 5.5.2 客が立ち入る廊下、通路、作業スペースその他のエリアには十分な面積を充て、障害物は置かず、清潔な状態を保たなければならない。
- 5.5.3 事業所内のその他のスペースは、フィリピン建築規定に準拠しなければならない。

f. 更衣室

公衆衛生規則実施細則に基づき、痩身サロン⁸¹には、浴室に隣接して男女別の更衣室を設けなければならない⁸²。さらに、更衣室には鍵付きの個人用ロッカー、ならびに椅子およびラウンジを設けなければならない⁸³。

g. 出口

公衆衛生規則実施細則第 5.7 項およびその小項目は、理容室および美容室の出口に関して次のような要件を定めている。

- 5.7.1 全ての事業所は、来店客用として 2 カ所以上の出口を設けなければならない。
- 5.7.2 事業所の正面ドアは幅 2 メートル以上とし、外開きのドアを取り付けなければならない。

⁸¹ 公衆衛生規則実施細則第 2.38 項によれば、「痩身サロン」には痩身サロン、フィットネスセンター、スリムサロン、フィットネスクラブ、エアロビセンター、ならびにこれに類する事業所および施設が含まれる。

⁸² 公衆衛生規則実施細則第 5.6.1 項

⁸³ 同上。第 5.6.2 項および 5.6.3 項

- 5.7.3 その他の非常口および廊下には障害物を置かず、反射性のステッカーサインを付さなければならない。
- 5.7.4 全ての出口は開放された場所につながっていなければならない。

4. 理容室および美容室の具体的な公衆衛生要件

公衆衛生規則実施細則は、特に理容室および美容室の施設、汚れたリネンの除去、備品、清潔さおよび外観、喫煙、廃棄物収集、待合室、リネン、タオルおよびその他のもの、脱毛ワックスの使用、機器のメンテナンス、機器およびその他の道具の消毒に適用される公衆衛生要件を定めている。さらに、公衆衛生規則実施細則には、理容室および美容室が行ってはならない行為を定めた規定、ならびに伝染病の防止に関する衛生慣行に関する規定が含まれている。

公衆衛生規則実施細則には、特に以下の事柄に関して、施設の具体的な公衆衛生要件が盛り込まれている。

- 施設の保守
- 汚れたリネンの除去
- 備品
- 清潔さと外観
- 喫煙
- 廃棄物収集
- 待合室
- リネン、タオルおよびその他のもの
- 脱毛ワックス
- 機器の保守
- 消毒
- 伝染病防止のための衛生慣行
- 禁止行為

5. 痩身サロンの具体的な公衆衛生要件

公衆衛生規則実施細則第8項は、特に痩身サロンの施設の保守、従業員の衛生および機器の消毒に関して以下の公衆衛生要件を定めている。

第8項 痩身サロンの具体的な公衆衛生要件

8.1 施設の保守

- 8.1.1 事業者は、事業所内の全ての床、壁、天井、カバリング、棚、備品、家具、器具、計器および設備が良好かつ清潔な状態で保たれていることを確認しなければならない。
- 8.1.2 痩身サロン内へのペットの持ち込みは認められない。

8.2 従業員の衛生

8.2.1 インストラクター（男女を問わず）またはトレーナーは常に身体を清潔に保ち、清潔なユニフォームまたは衣服を着用しなければならない。

8.2.2 勤務中の飲食および喫煙は禁じられる。

8.3 設備の消毒

8.3.1 事業者は、全ての器具、設備または計器を清潔に保ち、毎日の使用前および各来店客の使用直後に消毒しなければならない（規則第 6 項の表 3 を参照）。

6. 事業所建設計画の審査および承認

事業所建設に先立ち、計画書⁸⁴を提出し、水道、配管、下水および排水、固形廃棄物設備、害虫防止、衛生設備、床面積配分ならびに設備および家具の配置、使用する物質に関わる公衆衛生基準への適合について、公衆衛生技官の勧告に従って、地方自治体の衛生担当官の審査および承認を受けなければならない⁸⁵。

ビル、モール、アトリウム、ショッピングセンターもしくはビジネスセンターならびにその他の多目的建築物を賃借する場合、賃借人は建設および営業に先立ち、地方自治体の衛生担当官に計画書を提出しなければならない⁸⁶。

営業のための公衆衛生許可証の発行は、承認を受けた計画書に準拠することが条件である⁸⁷。

7. 理容室および美容室の評価⁸⁸

a. 事業所の検査および公衆衛生許可の取消し

営業に当たって公衆衛生許可を必要とする理容室および美容室は、少なくとも 3 カ月に 1 回、市または町の衛生監督機関の検査および評価を受けなければならない。ただし、市または町の衛生担当官は、公衆衛生規則実施細則の規定を執行するために必要と思われる追加検査および再検査ならびに評価を行う場合がある。上記の検査に関して納付すべき手数料は、当該地方自治体が条例に従って決定する。

上記検査の実施に沿って、市または町の衛生担当官または地方自治体衛生監督機関の公衆衛生部／課／係の長は、公衆衛生技官／公衆衛生検査官に発令する。

⁸⁴ この規定は、建物およびその他の建築物に関連する計画書に関わるものである。

⁸⁵ 公衆衛生規則実施細則第 9.1.1 項

⁸⁶ 同、第 9.1.2 項

⁸⁷ 同、第 9.1.3 項

⁸⁸ 同、第 11 項

この検査通知は必須要件である⁸⁹。

検査通知には以下の事項を記載しなければならない。

- 検査通知の日付
- 検査通知の番号およびシリーズ
- 検査官の氏名および ID 番号
- 検査対象の事業所の商号、住所およびカテゴリー
- 検査予定日

検査の方法は、公衆衛生規則実施細則に基づいて定められた詳細な指針および要件に準拠する。検査中、公衆衛生検査官は、適切な身分証明カードが付された事務所所定のユニフォームを着用しなければならない。公衆衛生技官／公衆衛生検査官は、検査フォーム（様式 103-B）に全ての検査の記録または評価報告書を残さなければならない⁹⁰。検査フォームには 20 の項目がある⁹¹。検査フォームの該当欄に記入された減点（X 印が付される）は、当該事業所が特定の項目に関して公衆衛生規則実施細則に適合していないことを示す。各項目の減点は 1 項目につき 5 点の減点となる。

従って、ある事業所の点数は、減点項目数に 5 を乗じた点数を 100 点から差し引いた点数になる。結果はパーセンテージ（%）で表される⁹²。このパーセンテージ評価は以下のような公衆衛生基準に区分される⁹³。

表 5：公衆衛生基準の区分

パーセンテージ 評価	公衆衛生基準	カラーコード
90～100%	非常に優れている	蛍光グリーン
70～89 %	大変よい	蛍光イエロー
50～69%	よい	蛍光レッド

検査フォームにおいて、いずれかの項目の不適合が発見された場合、検査官はマネージャー、オーナーまたは公衆衛生許可の所持者に対して是正を通告する。この是正は具体的でなければならない。さらに、同様に土日祝を含む合理的な期間が記載された地方自治体の公衆衛生担当官または公衆衛生部もしくは課もしくは係の長の承認を求める公衆衛生命令の発行が必要である。この期間内に不適合項目を是正しなければならない。上記の是正期間が満了した後、再検査が実施される。

検査または評価後 48 時間以内に、検査報告書および公衆衛生命令の原本を事業所のオーナーもしくは経営者または公衆衛生許可の所持者に交付しなければならない。

⁸⁹ 同、第 11.3.3 項

⁹⁰ 同、第 11.6.1 項

⁹¹ 同、第 11.6.3(a)項

⁹² 同、第 11.6.3 項

⁹³ 同、第 11.6.4(a)項

事業所の所有者または経営者が公衆衛生命令への準拠にそれ以上の時間を要する場合は、上記の猶予期間が満了する前に、地方自治体の衛生担当官に対し、準拠までの猶予期間の延長を求める要請書を提出することができる。地方自治体の衛生担当官は、検査を実施した公衆衛生技官／公衆衛生検査官の勧告に基づいてこの要請を処理しなければならない。

再検査の際に、是正がなされていないと公衆衛生技官／公衆衛生検査官が判断した場合、その事実を地方自治体の衛生担当官または公衆衛生部／課／係の長に報告する。地方自治体の衛生担当官は、準拠を求める2回目の公衆衛生命令、または当該事業所に対して発行された公衆衛生許可を取り消すべきでない理由を、通知書に指定された日時および場所において示すよう事業所のオーナーもしくは経営者に命じる審問通知を交付する場合がある。公衆衛生許可が取り消されたにもかかわらず営業を継続した事業所に対しては、地方自治体衛生当局が提訴する場合がある。

事業所のオーナー／経営者は、地方自治体の衛生担当官の勧告または措置について再検討を求める申し立てを地方自治体の衛生当局に提出することができる。

b. 公衆衛生基準評価ステッカー

検査結果に基づく評価に応じて、公衆衛生基準評価ステッカーが事業所に対して発行される。このステッカーは事業所の目につく場所に掲示しなければならない。入店客と一般市民が見られるようドアに掲示することが望ましい。有効期限満了前に取り消された場合を除き、公衆衛生基準ステッカーは3カ月ごとに更新される。

c. 許可の略式停止⁹⁴

事業所の運営に関して非衛生的または不健全な状態があり、公衆衛生に著しい危険を及ぼすと地方自治体の衛生担当官が判断した場合、衛生担当官は地方自治体の衛生当局に当該事業所の衛生許可の即時停止を勧告する。かかる命令を下された者は、停止の解除を求める請願書を提出することができ、その提出から48時間以内に審理の機会が与えられる。

d. 立ち入りの権限⁹⁵

公衆衛生技官／公衆衛生検査官または保健省もしくは市の正式に承認された担当官、または町の衛生担当官は、しかるべき信任状の提示を条件として、常識的な時間帯（望ましくは事業所の営業時間中）に、検査および公衆衛生規則実施細則の規定執行のため、理容室または美容室の施設内に立ち入ることができる。

⁹⁴ 同、第11.11項

⁹⁵ 同、第11.13項

8. 理容室および美容室の経営者の責任

公衆衛生規則実施細則第12項は、理容室、美容室ならびにタトゥー店およびピアス店の経営者の責任を以下の通り列挙している。

- 12.1 公衆衛生許可を毎年更新する。
- 12.2 最新の衛生免許を所持する理容師／美容師および従業員を雇用する。
- 12.3 従業員が伝染病にかかっている場合は、事業所内で勤務させない。事業所内に留まらせない。
- 12.4 従業員および来店客が使用するための石鹸、抗菌洗剤、消毒剤ならびにその他の備品および設備を十分に備える。
- 12.5 救急キットおよび救急用医薬品を備える。
- 12.6 従業員が届出伝染病にかかった場合は地方自治体の衛生局に報告する。
- 12.7 事業所の店内検査を実施する。
- 12.8 公衆衛生許可および公衆衛生基準評価ステッカー（SSRS）を事業所の目立つ場所に掲示する。
- 12.9 政府の「禁煙」キャンペーンを実施する。
- 12.10 動物の入店を禁止し、来店客の待合スペースを設ける。
- 12.11 毎日、またはできる限り頻繁に廃棄物を収集・分別し、廃棄する。
- 12.12 事業所内に必要な設備および出口を設置する。
- 12.13 事業所および施設の清潔さおよび整頓を保つ。
- 12.14 皮膚病にかかっている来店客には治療を受けるよう助言する。
- 12.15 伝染病の疑いがある来店客にサービスを提供する際には予防策を講じる。
- 12.16 従業員の望ましい衛生、習慣および慣行の遵守に関する保健省の公衆衛生要件に従業員が従うよう監督する。
- 12.17 本規則に具体的に述べられた公衆衛生基準を遵守する。

9. 痩身サロン経営者の責任

公衆衛生規則実施細則第 13.1 項は、痩身サロン経営者の責任を次のように定めている。

- 13.1 1 日の営業終了時に、使用した全ての機器を本規則に定められた消毒液で洗剤・消毒する。
- 13.2 顧客が入会する前／施術を行う前に健康診断書の提出を求める。
- 13.3 事業所内に必要な設備および出口を設置し、来店客が見られるように非常口案内図を掲げる。
- 13.4 参加者およびフィットネスインストラクター（男女を問わず）が皮膚病その他の伝染病にかかった場合は就労を禁じる。
- 13.5 事業所内に十分な救急キットを備える。
- 13.6 本規則に定められた規定を遵守する。

10. 罰則規定

公衆衛生規則実施細則第 16.1 項は、公衆衛生規則実施細則の規定に違反する者、反する者、その規定の遵守を拒否する者、忘れた者または怠った者は「軽犯罪に問われ、有罪判決を受けた場合は、裁判所の判断に基づき 6 カ月以内の懲役もしくは 1,000 ペソ以下の罰金またはその両方を科される」。

さらに、公衆衛生規則実施細則第 16.2 項に従い、「保健省またはその支局および事務所の担当官、官吏または構成員、州、市もしくは町の衛生担当官、公衆衛生技官および公衆衛生検査官による本規則に定められた職務の遂行を妨害もしくは阻害またはこれに抵抗した者、または本規則の執行に当たって施設に張られたポスターまたは通告を引き剥がした者、切断した者、汚損した者もしくは改ざんした者は軽犯罪に問われ、有罪判決を受けた場合は、裁判所の判断に基づき 6 カ月以下の懲役もしくは 1,000 ペソ以下の罰金またはその両方を科される」。

B. ASEAN 化粧品統一規則に関する枠組み／アセアン化粧品指令

2003 年 9 月 2 日に開かれた第 35 回 ASEAN 経済閣僚会議において、ASEAN 化粧品の製品登録認証の相互承認協定を含む ASEAN 化粧品統一規則に関する協定とアセアン化粧品指令への署名が行われた⁹⁶。

ASEAN 加盟国であるフィリピンはこの協定を遵守している。具体的には、フィリピン国内における化粧品の販売、マーケティングおよび使用に関する監督機関である食品薬事管理局を通じてこの協定を実施している。この協定に基づき、食品薬事管理局はフィリピン国内で化粧品を輸入、製造または売買する事業者に対し、ラベル表示、安全性要件、副作用報告制度、適正製造基準等に関わるこのような協定の規定（特にアセアン化粧品指令）の遵守を義務づけている。アセアン化粧品指令の改正事項および更新事項は、食品薬事管理局のウェブサイトで見ることができる。

C. 販売促進

化粧品の販売促進は実行前に食品薬事管理局の承認を受けなければならない。販売促進実施許可の発行申請には以下が必要である。

- 当該企業または広告代理店の趣意書
- 正しく記入された情報シート（Information Sheet）および販売促進機構フォームの写し 2 部
- 詳細な販売促進の仕組み
- 有効な製品登録証明書のコピー
- 販売促進に使用する広告用材料または販促用品
- 支払命令書

D. 共和国法第7394号（フィリピン消費者法）

「消費者の利益を保護し、消費者全体の福利を促進し、企業および業界の行動基準を確

⁹⁶ <http://aseancosmetics.org/default/asean-cosmetics-directive/foreword>

立するため」フィリピン消費者法（「消費者法」）が施行された⁹⁷。この目的を念頭に置き、消費者法は特に化粧品およびサービスを含む製品の輸入、販売、ラベル表示、パッケージ、広告宣伝に関する品質・安全基準を定めている。

理髪事業者および美容事業者が提供するサービスについては、以下の通り消費者法の特定の規定が適用される。

1. 詐欺的販売行為または販売方法の禁止

消費者法第50条は、第50条に定義された詐欺的な行為または販売方法は、取引前、取引中または取引後のいずれの時点でなされた場合も消費者法の規定に抵触すると定めている。第50条に基づき、「生産者、製造業者、供給業者または販売業者が、隠ぺい、虚偽の表記または不正な操作により、消費者に消費財またはサービスの購入取引または賃貸借取引を結ばせた場合」に、その行為または方法は詐欺的と見なされる。第50条はさらに「販売業者または供給業者が以下のように表明した場合、その行為または方法は詐欺的である」と定めている。

- a) その消費財またはサービスが、実際にはない保証者、承認、性能、特性、成分、付属品、用途またはメリットを持っている。
- b) その消費財またはサービスが、実際にはない特定の基準、品質、グレード、スタイルまたはモデルである。
- c) その消費財（実際は劣化した、改変された、修理された、修復された、または中古の状態）が新品、オリジナルまたは未使用である。
- d) その消費財またはサービスが事実と異なる理由で消費者向けに販売されている。
- e) その消費財またはサービスが過去の説明に従って供給された（実際はそうではない）。
- f) その消費財またはサービスが、供給業者の意図する以上の数量で供給可能である。
- g) そのサービスまたは消費財の修理が必要である（実際は必要ない）。
- h) その消費財には特別な価格優位性がある（実際はそうではない）。
- i) その販売行為または販売方法が保証、保証の免責、特定の保証条件またはその他の権利、救済もしくは義務を伴っている、または伴っていない（実際はその表示が虚偽である）。
- j) 販売業者または供給業者が実際には持っていない後援者、承認または提携関係を持っている。

2. 不公正なまたは非良心的な販売行為または販売方法

消費者取引に関して販売業者または供給業者が行った不公正な、または非良心的な販売行為または販売方法は、当該消費者取引前、取引中または取引後のいずれに発生した場合も消費者法第I章タイトルIIIに抵触する。消費者法第52条によれば、「生産者、製造業者、流通業者、供給業者または販売業者が、消費者の身体的または精神的な弱さ、無知、文盲、時間不足、または環境もしくは周囲の一般的条件を利用

⁹⁷ 消費者法第2条。

し、消費者の利益を著しく害する、または生産者、製造業者、流通業者、供給業者もしくは販売業者に甚だしく一方的に有利な販売取引または賃貸借取引を消費者に結ばせた場合、かかる行為または方法は不公正または非良心的と見なされる」。

当該行為または方法が不公正または非良心的か否かを判断するに当たっては、以下の状況が考慮される⁹⁸。

- a) 消費者が契約書の文言を理解できないために、またはこれに類する理由で自らの利益を十分に守れないことを生産者、製造業者、流通業者、供給業者または販売業者が利用した。
- b) 消費者取引が結ばれた際に、その価格が、消費者が同様の取引で同様の製品またはサービスを容易に入手できる価格を著しく上回っていた。
- c) 消費者取引が結ばれた際に、消費者が取引の対象物から実質的な恩恵を受けられなかった。
- d) 消費者取引が結ばれた際に、消費者による全額支払いの合理的蓋然性または支払い義務が存在しないことを販売業者または供給業者が気付いていた。
- e) 販売業者または供給業者が消費者に結ばせた取引が、販売業者または供給業者にきわめて一方的に有利であった。

3. 消費者法第50条および52条に反した場合の罰則

消費者法第60条は、第50条および第52条を含む消費者法第I章IIIの違反に対して以下の罰則を定めている。

- a) 第I章IIIの規定に違反した者が有罪判決を受けた場合、裁判所の判断により、500ペソ以上1万ペソ以下の罰金、もしくは5カ月以上1年以下の懲役、またはその両方を科される。
- b) (1) 項に定められた刑罰に加え、裁判所は、第50条および51条の規定に反する行為および（または）実際の損害を引き起こした行為を制限する差し止め命令、またはかかる行為によって生じた損害を補償するために妥当と見なすその他の命令を下す場合がある。

4. サービス提供に当たっての保証

消費者法第69条は、サービス提供に当たっての保証を次のように定めている。

第69条 サービス提供に当たっての保証

- a) 商取引の過程で販売業者が消費者に対してなすサービスの供給に関する契約においては、当該サービスがしかるべき注意を払い、しかるべき技術によって提供されるという暗黙の保証、ならびに当該サービスに関して供給される材料が供給の目的に合理的に適しているという暗黙の保証が存在する。

⁹⁸ 同、第52条

- b) 販売業者が商取引の過程で消費者にサービスを提供し、消費者が明示または暗黙を問わず、サービスを必要とする特定の目的を販売業者に告げた場合には、契約に基づき提供されるサービス、および当該サービスに関して供給される材料が、当該目的に合理的に適っている、またはその結果が達成されると合理的に期待できる性質もしくは品質であるという暗黙の保証が存在する。ただし、消費者が販売業者の判断能力に依拠していない、または消費者が販売業者の判断能力に依拠することが不合理であると状況から判断できる場合は除く。

ただし、消費者法第70条に基づき、上記の保証に関する規定は「公認会計士、建築士、エンジニア、弁護士、獣医、検眼士、薬剤師、看護師、栄養士、食事療法士、理学療法士、セールスマン、医師および歯科医、ならびに各自の専門活動に従事するその他の専門職には適用されない」。

上記の規定に反した場合は、第73条(b)項に基づく以下の罰則が科される。

第73条 罰則 ー

- b) 第III章に定められた違法行為を犯した自然人または法人は、第67条に係る場合を除き、裁判所の判断により、1,000ペソ以上5万ペソ以下の罰金、もしくは1年以上5年以下の懲役、またはその両方を科される。

本項に定められた刑罰は、保証に基づいて生じた賠償責任とは無関係に科される。

5. 虚偽の広告、詐欺的な広告および誤解を招く広告

消費者法第110条は、「郵便または印刷物、ラジオ、テレビ、屋外広告もしくはその他の媒体により商業目的でなされる虚偽の広告、詐欺的な広告または誤解を招く広告で、消費者による商品またはサービスの購入を直接的または間接的に促す可能性が高いもの」は違法であると明言している。消費者法の規定に反する場合、または重要な点で誤解を招く場合、当該広告は虚偽的な広告、詐欺的な広告または誤解を招く広告とされる⁹⁹。同条項はさらに「当該広告が虚偽的か、詐欺的か、または誤解を招くか否かを判断するに当たっては、なされた表明または表明の組合せのみならず、当該広告がかかる表明に照らして、または当該広告に述べられた条件もしくは通例とされる条件のもとで当該広告の対象商品またはサービスを使用または適用した場合に生じるであろう結果に関わる資料に照らして、重大な事実を明らかにすることをどの程度怠ったかを特に考慮しなければならない」と定めている。

6. 価格比較広告

消費財またはサービスの販売者による価格比較広告に関しては、以下の条件を遵守しなければならない¹⁰⁰。

⁹⁹ 消費者法第110条

¹⁰⁰ 消費者法第111条

- a) 当該販売者の旧価格との比較である場合、比較対象商品は当該広告の日から遡って90日以内に同価格で販売された商品であるか、または左記の90日間の中で少なくとも4週間にわたって販売に提供された商品でなければならない。この90日間の期間中に販売された商品または提供された商品とは無関係の比較である場合は、かかる販売または提供の日付、期間または季節を広告において開示しなければならない。
- b) 当該販売者の将来的な価格との比較である場合、広告において開示された日付をもって、または広告において価格比較がなされてから90日以内にその将来的な価格を有効としなければならない。販売者は、表明した将来的な価格を、発効日から少なくとも4週間維持しなければならない。ただし、販売者の支配の及ばない事情が生じた場合、上記規定の遵守は免除されることがある。
- c) 競合他社の価格と比較する場合、競合他社の価格は、広告する消費財もしくはサービス、または90日の期間中に販売された消費財もしくはサービスに関係するものでなければならない。また、価格比較がなされる地区において類似する消費財または類似サービスが販売または広告される価格の典型でなければならない。

7. 消費財およびサービスの販売促進

消費者法には、消費財およびサービスの販売促進に関する具体的規定が以下の通り含まれる。

- 第116条 販売促進の許可
- 第117条 情報の公表または普及の停止
- 第118条 販売促進の実施
- 第119条 販売促進中の商品のパッケージング
- 第120条 販売促進の開始日および終了日の変更
- 第121条 当選者の決定
- 第122条 差し止め請求権
- 第123条 罰則
- 第124条 罰則の適用除外

8. 消費者からの苦情

消費者から申し立てまたは書面による苦情を受けた場合、担当部局は調査を開始することができる。ただし、「(消費者法の) 規定または当該担当部局の権限に基づいて発令された規則もしくは規制に明らかに反していると当該担当部局が判断した場合、当該担当部局は自主命令 (motu proprio) を発令することができる。または苦情の妥当性が確認された場合、責任者と思われる者に対して正式な行政措置を開始することができる」¹⁰¹。

¹⁰¹ 消費者法第 159 条。

9. 調査手続きおよび制裁措置

消費者法第163条および164条は、消費者からの苦情に関して科される調査手続きおよび制裁措置について定めている。消費者法第165条では上訴手続きについても規定されている。

第 5 部 定期的なコンプライアンス報告要件

I. 証券取引委員会

法人法典第 141 条は次のように規定している。

第 141 条 法人の年次報告書 – フィリピンで合法的に事業を行う国内または外国のあらゆる法人は、その営業に関する年次報告書ならびに、関係する場合には独立の公認会計士により認証された、前営業年度に関するその資産および負債に関する財務諸表および証券取引委員会が要求するその他の要件を証券取引委員会に提出するものとする。当該報告書は証券取引委員会により定められた期限内に提出されるものとする。

A. 一般情報シート

法人法典の指令に基づいて、証券取引委員会は、年次株主総会后 30 日以内に一般情報シート (General Information Sheet : GIS) を毎年提出するように要求しており、あるいは株主総会が開催されない場合には、付属定款に規定された年次株主総会予定日から 30 日以内に年次株主総会不開催の宣誓供述書と共に一般情報シートを提出すべきである。

現行法に基づく「全面的開示」要件に従って、一般情報シートは、法人の基本情報、株主の国籍および所有比率を反映した資本構成、その年の現行取締役および役員のリスト、株主を特定するリスト、一般情報シート提出日現在で応募されて払い込まれた株式数、ならびに法人の投資、その他の種類の株式、配当金、現行免許、および国民に開示することができる法人のその他の情報を特定した、法人の基本的な組織情報を提供する。

一般情報シートは法人の秘書役によって認証、宣誓され、証券取引委員会に提出される。少なくとも 500 万ペソの年間総売上高または粗利益がある法人の一般情報シートは電子形式でも提出する。

さらに、年次株主総会間に生じたあらゆる変化ならびに一般情報シートに明記された情報に影響を与えるあらゆる変化は、当該変化の発生または発効後 30 日以内に、「修正」と表示され、次回年次株主総会前に発生した当該変化を明確に強調した一般情報シートを、証券取引委員会に提出しなければならない。

B. 監査済財務諸表

2010 年 8 月 26 日に、証券取引委員会は監査済財務諸表の提出に関する新手続きを定めた 2010 年覚書通達第 6 号を公布した。監査済財務諸表の提出に関連して法人が行なう提出の量を規制するために、証券取引委員会は、12 月 31 日を営業年度末とする法人が、それぞれの証券取引委員会登録番号または免許番号の最後の数字に応じて定められた期日に、それぞれの監査済財務諸表を証券取引委員会に提出するように要求する制度を採用した。

払込済み資本金が 5 万ペソ未満の法人は、少なくとも法人の財務役の宣誓の下に認証された法人の財務諸表を提出することができる。払込済み資本金が 5 万ペソ以上の法人の監査済財務諸表は電子形式でも提出するものとする。

前述の年次提出を促進するために、証券取引委員会は法人による証券取引委員会の報告要件不順守に関する罰金および処罰を定めた。株式会社がその一般情報シートおよび／または監査済財務諸表を提出しなかった場合、その法人は下記の段階的尺度に基づいて罰金を支払う義務を負うものとする。

最新の監査済財務諸表に基づく内部留保	報告毎／年毎の罰金
10 万フィリピンペソまで	1,000 フィリピンペソ
10 万 1 ～50 万フィリピンペソ	3,000 フィリピンペソ
50 万 1,000～500 万フィリピンペソ	5,000 フィリピンペソ
5,00 万 1～1,000 万フィリピンペソ	7,000 フィリピンペソ
1,000 万フィリピンペソ以上	1 万フィリピンペソ

要求された証券取引委員会に対する提出物の不備については、報告書毎に別個に 500 ペソが課され、重要な不備のある法人は報告書毎に 250 ペソを課される。一般情報シートおよび監査済財務諸表の提出遅延の場合、罰金は上記の場合に課される罰金の半分、つまり 50% である。

II. 内国歳入庁

法人は、その営業活動中、その租税債務を支払い、営業活動中に徴収した源泉徴収税を送金する法人の義務に関する内国歳入庁に対する定期提出を順守する必要がある。フィリピンで営業する法人の定期納税申告は下記の通りである。

- 法人の従業員の賃金に関する源泉徴収税に関する書式第 1601-C 号の月次提出およびその送金
- 拡大信用源泉徴収税が適用される所得に関する源泉徴収税に関する書式第 1601-E 号の月次提出およびその送金
- 確定申告が適用される所得に関する源泉徴収税に関する書式第 1601-F 号の月次提出およびその送金
- 法人の所得税申告に関する書式第 1702-Q 号の四半期提出およびその送金
- 法人の所得税申告に関する書式第 1702 号の年次提出およびその送金

- 源泉徴収された信用所得税および源泉徴収税を免除される所得支払に関する年次情報申告に関する書式第 1604-E 号の年次提出およびその送金
- 賃金に関して源泉徴収された所得税および確定源泉徴収税に関する年次情報申告に関する書式第 1604-CF 号の年次提出およびその送金
- 法人の内国歳入庁登録の年次更新
- 百分率税（売上税の一種）が適用されない場合（事業が VAT 対象となる閾値の 191 万 9,500 ペソに達しなかった時など）、それぞれ書式 2550-M の付加価値税申告の月次、四半期、年次提出。その場合、百分率税申告書を提出すること。

III. 地方自治体

企業は、必要な税および手数料の納付の上、市長の許可／事業免許、バランガイ・クリアランス、住民税納付証明書（CTC）を毎年更新しなければならない。

IV. 社会福祉機関

A. 社会保障制度

雇用主は毎月、社会保障制度負担金が充当される月の翌月 10 日までに社会保障制度負担金を納付し、社会保障制度 R5 を提出しなければならない。被雇用者のアルファベット順名簿を添付し、自社の負担金を納付する。

B. 健康保険制度

雇用主は、健康保険制度負担金に加え、従業員の負担金も毎月納付しなければならない。当該負担金が充当される月の翌月 10 日までに負担金を納付し、RF1 雇用主四半期納付報告書（Employer's Quarterly Remittance Report）を提出する。

C. 持家相互促進基金

雇用主は毎月、持家相互促進基金負担金を納付し、加入負担金送金フォーム（Membership Contributions Remittance Form : MCF）を提出しなければならない。

第6部 支店の開設

I. 支店の開設

支店を創設または開設する権限は一般に基本定款または内規において定められるものだと証券取引委員会は明言しているが、こうした規定がない場合でも、法律に基づいて設立された企業は、当該企業の業務上のニーズまたは緊急事態のもとで必要とされる場合に、フィリピン国内またはその他の場所で支店を開設する黙示的権限または付随的権限を有することが原則である。従って、基本定款または内規にそのような規定がなくとも、会社の取締役会は、会社設立の目的を適正に遂行するために必要または有益である場合には支店を開設できる¹⁰²。

従って、理髪事業者または美容事業者の本店または主たる事業所が、必要な基本登録（および場合によっては二次登録）を済ませている場合、支店の開設が予定される地方自治体の要件（営業許可、建築許可および衛生許可等）ならびに内国歳入庁およびその他の社会保険機関が支店に関して定める登録要件に従って、フィリピン国内において、主たる事業の場所以外の場所で支店を開設することができる。

II. フランチャイズ・システム

フランチャイズ（Franchising）は、権利もしくは特権を意味するフランス語"franc"から派生した言葉である¹⁰³。これは「個人もしくは個人のグループに対して、製品もしくはサービスを販売することを認め、また所有者が定める特許商標、商標名、システムを使用することを認める事業展開の方法」である¹⁰⁴。これは基本的に「成功したビジネスの複製」である¹⁰⁵。フランチャイズは、別の団体もしくは個人が以前に確立したビジネス・コンセプトやマーケティング・プランによる、もしくは当該団体もしくは個人の商標、商標名、ロゴを使用した別の方法による、製品もしくはサービスのマーケティングもしくは販売を伴うビジネスモデルである。

フランチャイズの取り決めには、2つの「法的に独立した当事者」が関与する¹⁰⁶。すなわち (i) フランチャイザー（特許、商標、手法および製品もしくはサービスの所有者であり、他者がこれらを当該所有者の名称の下で使用することを認める法人組織）¹⁰⁷、および(ii) フランチャイジー（フランチャイザーが認めたライセンス契約の下で、ビジネスに投資、所有、運営する個人もしくは個人のグループ）である¹⁰⁸。

¹⁰² Elvira Ocampo-Adorable 宛ての 1988 年 6 月 22 日付証券取引委員会意見書（Jalwinder Manufacturers Incorporated 宛ての 1970 年 3 月 2 日付証券取引委員会意見書を引用）。

¹⁰³ http://www.pfa.org.ph/index.php?option=com_content&task=view&id=31&Itemid=37

¹⁰⁴ http://www.pfa.org.ph/index.php?option=com_content&task=view&id=31&Itemid=37

¹⁰⁵ http://www.dti.gov.ph/uploads/DownloadableFiles/SAB_Franchising_09.pdf

¹⁰⁶ http://www.pfa.org.ph/index.php?option=com_content&task=view&id=31&Itemid=37

¹⁰⁷ http://www.dti.gov.ph/uploads/DownloadableFiles/SAB_Franchising_09.pdf

¹⁰⁸ http://www.dti.gov.ph/uploads/DownloadableFiles/SAB_Franchising_09.pdf

A. フランチャイズ・ビジネスの合法性

フィリピン国内でのフランチャイズ・ビジネスの運営に先だって、フランチャイザーとフランチャイジーの双方は、独立した当事者として、フィリピンでビジネスを行うもしくは実施するために、前述の一次的な登録要件（例えば、個人事業主の貿易産業省登録もしくは企業の証券取引委員会登録）に準拠するだけでなく、従事しようとする業種に関連して適用される二次的な登録要件にも準拠しなければならない。

外国のフランチャイズ企業の場合、貿易産業省は以下の追加要件を課している。

- 付属文書 C3 書式。この書式は、「居住外国人は、RA 7042 の下で行われた外国投資に関連する利益や配当の送金並びに資本の本国送還を目的とする、外国為替の海外送金を行うことはなく、また送金が行われた場合にはフィリピン中央銀行に当該送金を届け出る」ことを保証するためのものである。
- 公証を受けた居住代理人の選任。
- 商号申請書
- 貿易規制消費者保護局書式 No.17（共和国法 7042 号の規定に従って、フィリピン国内で事業を行うもしくは経済活動に従事するための申請書）。
- 銀行残高証明書（居住外国人）。
- フランチャイジーによる商号の使用を許可する旨を示すフランチャイザーの同意証明書。
- 1991 年外国投資法要件。
- 貿易産業省によって実施されるインタビューに基づいて、正しく記入された質問表。
- 銀行、領事館、大使館への手紙¹⁰⁹。
- 付属文書 C1（送金為替受取証明）。

フランチャイズ企業がフランチャイズ協会に加盟していることは、当該フランチャイズ企業が正当であることの証と見なされる。

B. フランチャイズ応募手順

フランチャイズの応募に関する具体的な手順は、フランチャイズの取り決めごとに異なるが、以下は一般的なフランチャイズ応募手順の概略である¹¹⁰。

¹⁰⁹ 同じ内容が <https://www.bnrs.dti.gov.ph/web/guest/8> でも閲覧可能。

¹¹⁰ http://www.dti.gov.ph/uploads/DownloadableFiles/SAB_Franchising_09.pdf

- フランチャイズ応募者は、フランチャイズ企業に対して、以下の情報を含む趣意書を提出する。
 - 当事者の名前
 - フランチャイズへの関心の表明
 - 候補地と場所（完全な住所と所在地の地図）
- 応募者の趣意書を受領したフランチャイザーは、候補地の初期評価を実施する。次いでフランチャイザーは、最も実現可能なビジネスモデルを決定し、フランチャイズ応募者に連絡してフランチャイズ資格審査書類とパンフレットを送付する。
- フランチャイズ応募者は資格審査書類に記入を済ませて、フランチャイザーに返送する。
- フランチャイザーは正しく記入されたフランチャイズ資格審査書類を検討し、その他の手順についてフランチャイズ応募者と話し合うために会合を設定する。
- 次のステップは、フランチャイザーと応募者との会合の結果によって異なる。

C. フランチャイズ契約

フランチャイザーとフランチャイジーはフランチャイズ契約を締結しなければならない。フランチャイズ契約には、通常以下が含まれる¹¹¹。

- フランチャイズの運営方針と制限事項
- フランチャイザーが承認する供給源から商品および材料を購入する、フランチャイジーの義務の性質と範囲
- 契約当初の期限を超えて契約を更新もしくは延長する、フランチャイジーの権利
- 地理的地域／場所および業種もしくはフランチャイジーが販売対象とする顧客
- フランチャイズの所有権を販売もしくは移転する、フランチャイジーの権利
- フランチャイズの所有と運営に必要な価格、手数料、貸出料、リースの厳密な定義
- フランチャイジーに与えられる独占地域および適用されるフランチャイズ法
- フランチャイズ契約を終了する条件
- 初回フランチャイズ料の未払い部分を金融機関などの「正当所持人」に譲渡する、フランチャイザーの権利
- フランチャイズの取り決めに基づくパッケージと便益
- 運営支援提供の責任を負う当事者もしくは事業者

¹¹¹ http://www.dti.gov.ph/uploads/DownloadableFiles/SAB_Franchising_09.pdf

第7部 従業員の資格および免許

I. 資格および免許取得の手順

A. 理髪事業者および美容事業者

フィリピン公衆衛生規則（PD856）第58項は、理容事業者および美容事業者の従業員は全て、地方自治体の衛生当局が発行する証明書を取得しなければならないと定めている。衛生証明書は、市または町の衛生担当官が必要な身体検査・健康診断に合格した者に対して発行する推薦状である。

事業所の経営者と従業員は、市または町の衛生担当官が発行する衛生証明書（薄緑色のEHE フォーム No. 102-B）を取得しなければならない。衛生証明書は少なくとも年に1回、または地方自治体の条例が定める頻度で更新しなければならない。衛生証明書は譲渡できない¹¹²。

B. マッサージクリニックおよびサウナ浴場事業者

1. マッサージ師

保健省行政命令 No.2010-0034 は、マッサージ師がフィリピン国内でマッサージ治療を行うためには、有効な登録証明書、および保健省のマッサージ治療試験官委員会が発行する免許証の所持者でなければならない。マッサージ治療試験官委員会が発行し、保健省が承認した有効な登録証明書を所持しない者は、フィリピン国内において職業としてマッサージ業を営んではならない。

全てのマッサージクリニックおよびサウナ浴場事業者は、セラピストに資格試験を受験させ、3年以内に合格させなければならない。マッサージ治療試験官委員会は、フィリピン公衆衛生規則（PD856）の規定および大統領令 1999年シリーズ No. 102に従って、マッサージ治療開業を規制する権限を与えられている。2011年1月31日付マッサージ治療試験官委員会決議 No. 2011-001 は、マッサージサービスを提供する既存事業者がマッサージ師に資格試験を受験させ、行政命令 No. 2010-0034 に基づく基本的要件と資格を満たすことができるように3年間の移行期間（2011年1月～2014年12月）を設けた。

資格試験の出願者は以下の条件を課される。

- 出願者はフィリピン市民であり、受験日の時点で18歳以上でなければならない。
- 出願者は居住するコミュニティのバランガイ首長が証明する優れた人格を備えていなければならない。

¹¹² フィリピン公衆衛生規則 P.D.856 第 XII 章「理髪事業者および美容事業者」実施細則第 10 項。

- 出願者は、不道德行為により裁判所から有罪判決を受けていないことを示す国家警察（NBI）または州財務担当局の証明書を提出しなければならない。
- 出願者は、身体的、精神的に資格試験受験に適した状態であることを示す政府の医師の診断書を提出しなければならない。
- 出願者は少なくとも高等学校を卒業していなければならない。
- 出願者は、少なくとも60時間にわたって実践的なマッサージを行ったことを証明する、保健省公認の研修機関の研修修了証を提出しなければならない。
- 出願者は、以下の基本的な指示を受けたことを証明する、保健省公認の研修機関の研修修了証を提出しなければならない。

講座コード	講座名	講座の説明
ANA-PHY	解剖学	一般解剖学および臓器解剖学
PHY	生理学	一般生理学および臓器生理学
PTH 細菌学	病理学／細菌学	一般病理学および細菌学
MT I	マッサージ治療 I	マッサージ治療序論
MT II	マッサージ治療 II	マッサージ治療の応用
MT III	マッサージ治療 III	マッサージ治療の実践

登録証明書は発行日から3年間有効とする。登録手数料および諸手数料を保健省に納付しなければならない。マッサージ師は登録証明書の更新を申請し、誕生月に3年分の諸手数料を保健省地域衛生局に納付しなければならない。

登録証明書の更新申請に当たっては以下の必要書類を提示しなければならない。

- 健康証明書
- 最新の専門職納税証明書
- 最新のコミュニティ税納税証明書
- 保健省が定める金額の登録手数料・諸手数料（3年分）支払受領書
- 公認機関／団体／トレーナーが実施する継続的なマッサージ教育／研修への出席証明書（30単位）
- 全ての必要書類が整っていることが確認されると、証明書に「VALIDITY UNTIL _____（～まで有効）」のスタンプが押され、登録手数料の受領番号と地域衛生担当官の署名がその下に記載される。

2. マッサージクリニック助手

マッサージクリニック助手は、以下の要件を満たした上でしかるべく登録を行い、地方自治体の衛生当局からマッサージクリニック助手としての勤務を承認されなければならない。

- 保健省が正式に認め、認定する政府機関、学校または病院の研修コースまたはセミナーの修了。
- 地方自治体の衛生当局が発行する最新の健康証明書(公立のクリニックまたは病院の証明を含む)。

3. サウナ浴場のスタッフ

スタッフは地方自治体の衛生当局が発行する最新の健康証明書を所持していなければならない。

C. 外来診療所

1. 職員の資格

職員は、サービスを提供し、患者のニーズに応えられるだけの専門的な資格、技能および(または)経験を持っていなければならない。医療スタッフの場合は、専門職資格管理委員会の免許を取得しなければならない。また、フィリピン歯科医学会またはフィリピン医師会の特定領域専門証明書を取得しなければならない¹¹³。

2. 口腔外科および顎顔面外科を標榜する外来外科診療所の職員資格¹¹⁴

a. 口腔・顎顔面外科

- 有効な専門職資格管理委員会身分証明カードを所持する登録歯科医
- フィリピン口腔・顎顔面外科大学(Philippine College of Oral and Maxillo-Facial Surgeons : PCOMS)の会員証明書、またはPCOMSが認定した地方自治体/外国の機関が発行する技能証明書(6カ月の研修)
- (全身麻酔での施術に関して)PCOMSが認定する地方自治体/外国の機関が発行した技能証明書(4年間のレジデント経験)

b. 歯科助手

- その職務は、治療や修復ではない付随的処理に限定される。
- 口腔・顎顔面外科医の直接の監督のもとで作業を行う。

c. 麻酔医

- フィリピン麻酔医学会の証明書

¹¹³ 1987年1月30日付大統領令 No. 120に基づく「外来診療所認定適用細則」第3(f)項。

¹¹⁴ 口腔外科および顎顔面外科を標榜する外来外科診療所の承認に関する要件(2008年11月5日改正)。

II. 日本人従業員についての制限事項

フィリピン労働法第 40 条は、フィリピン国内での就労許可を求める外国国籍者、ならびに外国人をフィリピン国内で就労させることを希望するフィリピン国内もしくは外国の雇用主は、労働・雇用省（Department of Labor and Employment : DOLE）の雇用許可証を取得しなければならない。労働法第 40 条には、非在住の外国人が希望するサービスを実行する資格、能力および意思を有する者がフィリピン国内にいないと申請の時点で判断された場合、当該非在留外国人または雇用主にも外国人雇用許可証（Alien Employment Permit : AEP）が発行される場合があると明記されている。外国人雇用許可証取得の手続きおよび要件を以下に記載する。

理容室および美容室、マッサージクリニックおよびサウナ浴場事業所（マッサージ師を除く）、ならびに外科診療所で就業する外国人は、移民局が発行する有効なビザおよび労働・雇用省が発行する外国人雇用許可証を所持していなければならない。フィリピン国内で有効な外国人雇用許可証を持たずに就労していると判明した外国国籍者は 1 年間の違法就労につき 1 万ペソの罰金、またはその一部を科される。外国国籍者を違法に雇用していた事業者にも、1 年間の違法就労につき 1 万ペソの罰金またはその一部が科される。

III. 外国人の雇用許可手続き

外国人の雇用が許可される場合は、以下に示す要件に準拠しなければならない。

A. 外国人の雇用許可証¹¹⁵

外国人はフィリピンにおける仕事の開始以前に、労働・雇用省から外国人雇用許可証を取得しなければならない。外国人雇用許可証は外国人がフィリピン国内で就労することを許可する書類であり、外国人を雇用しようとしている職務を行う能力があり、就労可能で、かつ就労を希望するフィリピン市民が申請の時点において存在しないと判断が下された後に、労働・雇用省によって発行される。

以下の外国人は外国人雇用許可証を申請しなければならない。

- フィリピン国内で有給雇用に従事しようとする全ての外国人。
- 互惠協定もしくはその他の国際協定および 2000 年の専門職資格管理委員会（Professional Regulation Commission : PRC）現代化法（PRC Modernization Act）第 7(j) 条に規定するコンサルタントサービスにおいて、フィリピン国内で開業することを許可された外国人専門家。
- 投資家用特別居住ビザ、退職者用特別居住ビザ、商業・投資ビザもしくは特別非移住者ビザの所持者で、組織の役員、顧問、監督者、技術者のいずれかの地位にある者。

¹¹⁵ DOLE DO No. 97-09、DO No.120-12 により改訂。

以下のカテゴリーの外国人は、外国人雇用許可証の取得を免除される。

- 外交官およびフィリピン政府が認定した外国政府高官。
- フィリピン政府がメンバーである国際機関の役員と職員、およびその法的配偶者でフィリピンで就労することを希望する者。
- 理事会のメンバーに選出された外国人で、その他の地位は持たず、法人の議決権のみを有する者。
- 特定の法律および議会が公布するその他の法律によって免除されたすべての外国人。
- 労働・雇用省が認定した企業である外国人事業主の所有者もしくは代表者が、海外雇用を求めるフィリピン人の面接だけを目的として、限定された期間フィリピンに滞在する場合。
- フィリピンの総合大学又は単科大学と外国の総合大学又は単科大学との間の、あるいはフィリピン政府と外国政府間の、正式協定に基づいて、客員教授、交換教授もしくは非常勤教授として、大学で教育、発表および／もしくは研究調査を行うためにフィリピンを訪れている外国人。ただし、免除が互恵的であることを条件とする。
- 居住外国人、およびフィリピン国内で雇用されているもしくは就業を希望している一時居住ビザもしくは暫定居住ビザの所持者。

以下は外国人雇用許可証申請の文書要件である。

- 正しく記入された申請書
- ビザもしくは難民承認証明書を含めたパスポートのコピー、もしくは無国籍者証明書のコピー
- 雇用契約書／アポイントメントレター、もしくは役員会議決書
- 事業許可証のコピー

外国人雇用許可証の申請書類は申請者本人もしくは雇用主を通じて、就労予定地を管轄する労働・雇用省地域事務所もしくは出張所に提出する。外国人がフィリピン国内で子会社、支店、合弁事業などの関係会社に配属される場合、および本社において複数の支店、事業もしくはプロジェクトの監督的地位を任命される場合は、当該外国人はいずれかの就労予定地を管轄する労働・雇用省地域事務所に申請書類を提出できる。

外国人雇用許可証の有効期間は1年間であり、雇用、コンサルタントサービス、またはその他の形態の雇用の期間終了と共に、もしくは在職期限の終了と共に失効する。外国人雇用許可証は、それが発行された地位／および会社に対して有効である。有効期限1年の外国人雇用許可証の申請料は8,000ペソである。外国人が1年を超える期間の許可証を必要とする場合は、追加の1年につき3,000ペソ、もしくは期間に比例して料金が

課される。

地域事務所は、新たな外国人雇用許可証、同じ会社内の追加的地位、関連会社におけるその後の職務に関する申請すべてを、申請を受理してから2営業日以内に公告する。外国人の雇用に対する意義もしくは情報は、公告の日から30日以内に地域事務所に提出できる。

有効期限内に同じ会社内の追加的地位もしくは関連会社におけるその後の職務についての申請、もしくは外国人雇用許可証の更新の申請については、公告要件および公告料支払いの対象となる。地位もしくは雇用主に変更があった場合は、新たな外国人雇用許可証の申請が必要となる。

申請者が外国人雇用許可証オンライン申請システムを使用する場合は、8,000ペソの外国人雇用許可証料金とは別に、郵送料として200ペソを支払う必要がある。

外国人雇用許可証の内容に変更があった場合は、外国人雇用許可証の差し替え料として750ペソを支払う。地域事務所が発行する正式領収書が適用される料金は、どの様なものであっても返金は不可である。

外国人雇用許可証は、公示され、必要な料金および（必要な場合は）罰金が支払われてから24時間以内に発行される。

B. ビザ

フィリピンで就労、事業および／もしくは投資をしようとする外国人は、フィリピン出入国管理法（改訂された場合はその改訂版）もしくはその他の特別法に規定される、労働許可および／もしくは適切なビザを申請できる。

フィリピン出入国管理法には、以下の3種類の労働許可が規定されている。

1. 事前雇用ビザ

企業の役員、技術者、管理職、機密性の高い職務に、少なくとも1年、ただし5年を超えない期間就業しようとする外国人は、フィリピン出入国管理法第9(g)条に基づき就労ビザを申請できる。

a. 要件

- 申立人／組織からのリクエストレター
- 公証人の認証済の申請書（BI Form MCL-07-01）
- 労働・雇用省が発行した外国人雇用許可証
- 在留資格および最新の在留期間が記載されている部分を含めたパスポートの正確な写し
- 出入国管理局の出入国許可証
- 申請の評価に資するその他の裏づけ資料

- 申請者が配偶者および 21 歳未満の未婚の子供を伴う場合は、婚姻証明書、出生証明書および／もしくは戸籍謄本（海外で発行された場合は正式に認証されたもの）の原本もしくは正謄本
- 配偶者と 21 歳未満で未婚の子供の在留期間が記載されている部分を含む、パスポートの正確な写し

b. 手順

- 申請を行う会社は、労働・雇用省から外国人雇用許可証を取得することによって、外国人が雇用される職務を行う能力がありかつ就労を希望する者がフィリピン国内に居ないこと、および外国人の入国が公益に適うことを十分に証明しなければならない。出入国管理局は、雇用許可証が発行されるまで、9(g)ビザを承認しない。
- 申請された従業員の 9(g)ビザが承認されるまでは、発行日から通常 3 カ月間有効な特別就労許可が申請できる。
- 9(g)ビザ取得の全過程にはおよそ 2～8 週間を要する。投資委員会 (BOI) およびフィリピン経済区庁 (PEZA) の登録企業の従業員、並びに上位 1,000 社に入る企業の従業員の申請は優先される。
- 9(g)ビザは、外国人雇用許可証の有効期間もしくは雇用契約のいずれか短い方の期限まで有効である。
- 扶養家族に発行された 9(g)ビザは、申請者本人のビザの期間終了とともに失効する。

2. 商業・投資ビザ

外国人投資家は、フィリピン出入国管理法第 9(d)条に基づいて条約投資家として入国する資格がある。ただし、これは条約貿易業者もしくは条約投資家の入国に関する相互条約をフィリピンとの間で締結している国の国民である場合に限る。現時点では、米国、日本、ドイツの国民のみが商業・投資ビザの資格を与えられている。用語「条約貿易業者」には、条約投資家もしくは条約投資家に雇用される監督的もしくは管理職的地位にある外国人が含まれる。外国人従業員は、雇用されている会社の支配株主と同じ国籍でなければならない。外国人は、以下のいずれかを証明しなければならない。すなわち、外国人もしくはその雇用主がフィリピンと当該外国人が国民である国との間で「相当な貿易」を行う意図があること、もしくは、外国人もしくはその雇用主が多額の資本金を投資したか、投資する過程にある企業の事業部門を、当該外国人が開発し運営する意図があることである。規則の下では、「相当な貿易」とは少なくとも 12 万米ドルの投資が行われた非国有ビジネスを指す。出資額は、「相当な貿易」と見なすものを決定する際に考慮される要素の 1 つにすぎない。等しく重要な要素は、実際の取引高である。

a. 要件と手順

要件と手順は雇用ビザ申請の要件と手順に類似している。

観光ビザでフィリピンに入国し、純粋な現地雇用とは見なされない専門的もしくは商業的な仕事に従事しようとする外国人は、特別就労許可を申請できる。特別就労許可は、以下に限って、通常発行される。すなわち(i) 限定期間だけ競技するプロスポーツ選手、(ii) 緊急のサービスもしくは例外的な臨時のサービスに従事するが、事前の雇用契約を持たない外国人、(iii) 芸術家およびその他のパフォーマーである。

b. 文書要件

- 申立企業からのリクエストレター
- 有効なビザのページを含めた申請者のパスポートのコピー
- 請願者会社からの身元保証に関する宣誓供述書
- 正確な報酬を記載した契約書の正謄本

3. フィリピン出入国管理法第 47(a)(2)条に基づく特別非移住ビザ

このビザは、司法長官が公益や公序を配慮して承認すれば発行される。公益を考慮して投資された産業の例は、石油探査、発電およびインフラストラクチャーに従事する企業、および経済区庁 (PEZA) と投資委員会 (BOI) の登録企業。

a. BOI の要件

- BOI の申請書
- 正式に署名された誓約書
- 代行者の情報シート (代行者の指名および代行者訓練プログラム)
- 有効なビザのページを含むパスポートのコピー
- 役員会議決書 (選出された役員の場合)
- 扶養宣誓供述書 (扶養家族同伴の場合)
- 組織図
- 駐在員の履歴書

b. PEZA の要件

- PEZA に宛てた企業からの依頼状
- 申請者のパスポートのコピー
- 役員会議決書 / 雇用証明書
- 役務契約書
- 申請者の履歴書

c. 法務省 (DOJ) の要件

- DOJ の申請書

- BOI/PEZA の登録証明書、およびその条件
- パスポート（コピー）

- 役員会議決書（選出された役員の場合）もしくは雇用契約書（選出された役員でない場合）

- 扶養宣誓供述書の原本（扶養家族同伴の場合）
- 婚姻証明書（配偶者同伴の場合）
- 出生証明書（子供同伴の場合）

d. 手順

- 雇用主は外国人を雇用する許可を取得するために適切な政府機関（例えば、BOI、PEZA、農政省）に申請する。
- 関係政府機関は申請書を承認して DOJ に送る。
- DOJ は申請書を承認して、交付のために BOI に送る。

このビザの最初の有効期限は通常 1 年間であり、毎年更新することができる。

IV. 現地スタッフの募集および雇用

A. 理髪事業者および美容事業者

募集および雇用にはフィリピン労働法および関連する労働規則が適用される。

理容室、美容室ならびにタトゥー店およびピアス店は、理容師／美容師、および最新の衛生証明書を所持する従業員のみを雇用しなければならない¹¹⁶。これらの事業の従業員および経営者はさらに、公衆衛生規則第 XII 章第 58 項に定められた公衆衛生手順を特に遵守することを義務付けられている。

1. 正規雇用および臨時雇用

契約書の規定および当事者の口頭での合意にかかわらず、雇用主の通常の事業または営業に常に必要または望まれる活動に従業員が従事している場合、当該雇用は正規雇用と見なされる。ただし、従業員が従事した時点で完成もしくは終了が決められている特定のプロジェクトもしくは業務に当該雇用が固定されている場合、または行われる作業またはサービスが性質上季節的なもので、雇用がその季節の間、継続する場合は除く。前項に記載がない場合、当該雇用は臨時雇用と見なされる。ただし、1 年以上にわたってサービスを提供した従業員は、かかるサービスが継続的か断続的かを問わず、採用された活動に関しては正規従業員であり、当該従業員の雇用はその活動が存在する限り継続する¹¹⁷。

¹¹⁶ フィリピン公衆衛生規則 P.D.856 第 XII 章「理髪事業者および美容事業者」実施細則第 12 項

¹¹⁷ フィリピン労働法第 280 条

2. 試用期間

試用期間は当該従業員が就業を開始した日から6カ月を超えてはならない。ただし、これを上回る期間を定めた実習契約が結ばれている場合は除く。試用期間を設けることを条件として就業する従業員の勤務は、雇用主が採用時に従業員に伝えた合理的基準に従い、正当な理由がある場合、または当該従業員が正規従業員として不適格である場合に打ち切ることができる。試用期間後の勤務を認められた従業員は正規従業員と見なされる¹¹⁸。

B. マッサージクリニックおよびサウナ浴場事業者

1. マッサージ師の給与および報酬¹¹⁹

マッサージ師の全般的な福利、ならびにサービスおよびプロ意識へのコミットメントを高めるため、マッサージクリニック、サウナ浴場、トレーニング施設および専門職の開業に適した場所で勤務する免許マッサージ師の最低基本給は、労働・雇用省が定める最低賃金を下回ってはならない。ただし、小規模な事業者で勤務する免許マッサージ師については、雇用主とマッサージ師の間の合意に従い、1カ月間の顧客数に応じて給与の調整が行われる。

2. 免許マッサージ師に適用される規則

免許マッサージ師は以下の規則を遵守しなければならない¹²⁰。

- 委員会が発行し、保健省長官が承認し、フィリピン国内で職業としてマッサージを行うことを認める有効な登録証明書の所持者でなければならない。
- 新聞、名刺、看板またはその他の広告手段においてその職業を宣伝する際に、自分の名前の前に「Dr.」をつけること、または名前の後ろに「M.D.」を付けることは禁じられる。
- 手が病原菌で汚染され、他人に疾病を伝染させる可能性の高い別の職業に従事してはならない。感染した場合、マッサージ師は治癒するまでマッサージ業を行ってはならない。
- いかなる形態の医薬品をも処方してはならない。また、医療行為を行ってはならない。
- 他人にマッサージを行う際には、種類を問わず、人体の健康または衛生を害する化学物質または材料を含む物質または製剤を使用または適用してはならない。

¹¹⁸ 同、第281条

¹¹⁹ 行政命令 No. 2010-0034 第5.2.2項「マッサージクリニックおよびサウナ事業者に適用される改正実施細則」

¹²⁰ 同、第5.1項

- 他人にマッサージを行う際には、基準および科学的に認められた手順および技法に従わなければならない。
- 保健省が認める公営診療所または病院が毎年発行する最新の衛生証明書を所持していなければならない。
- 業務中はユニフォームの左上に自分の衛生証明書をよく見えるようにクリップで留めなければならない。
- 顧客への施術の際は清潔な作業衣を着用しなければならない。
- 顧客への施術の前後に石鹸と水で手を徹底的に洗い、70%のイソプロピルアルコールで消毒しなければならない。
- 適正な標準マッサージ以外のサービスを顧客に提供してはならない。
- 1日に8時間を超えて労務を提供してはならない。

第 8 部
主要事業者に関する情報、情報源および問合せ先

I. 主要事業者に関する情報

A. 理容室および美容室

フィリピンで最も大きな美容室チェーンの一つは、ヘア、美容、健康に関するサービスを顧客に提供する David's Salon である。David's Salon は、英国のヘアスタイリスト David Charlton 氏の個人事業からスタートした。Charlton 氏は 1978 年にマニラ首都圏・マカティ市のマンダリンオリエンタル内で営業する Rever Salon のマネージャーとなった。最終的に David's Salon として事業を法人化し、現在、フィリピン全国で 200 店を超える支店、海外で 2 支店を展開している。

David's Salon は、サービスを手ごろな料金で提供することにより、主に中低所得者層をターゲットとしている。しかし、David's Salon Academy を通じて同 Charlton 氏の経験をスタイリストに伝授することにより、支店においてもその名に恥じないレベルを必ず維持できるよう、氏は追及を続けている。

現在、David's Salon は以下の料金でサービスを提供している¹²¹。

サロンのサービス	料金 (ペソ)
ヘア、フェイス、ネイル	
ヘアカット	130~700
シャンプー/ブロー/セット	500~
マニキュア/ペディキュア	325~
フットスパ	380~
ヘア&メイクアップ	1,120~
アイメイク	335~
ヘアカラー、まつ毛	
カラーコンディショニング	140
ハイライト (キャップ)	1,456
ハイライト (ホイール)	1,600
ゼロファン	1,400~2,500
まつ毛パーマ	560
ヘアトリートメント、フォーム	
レギュラーホットオイル	675
ヘアスパ	1,100
パウダートリートメント	1,100
パーマ	1,800
リラクゼーション	1,800~
リボンド	3,360~
デジタルパーマ	2,800

¹²¹ <http://www.davidsalon.com.ph/DavidSalonServicesPricelist2010.pdf> に掲載された 2010 年の料金表に基づく (VAT を含む)。

ワックス/スレッディング	
アイブロー	225/170
上唇	225/170
脇	340
片足	450
両足	900
ビキニライン	450
ブラジリアン	380
その他のサービス	
ボディスクラブ	2,040
ボディマッサージ	840
フェイシャル	336

B. ネイルサロン

フィリピンのネイルサロン業界の先駆者である California Nails & Day Spa は、米国人女性美容師 Leslie A. Matta 氏によって設立された。Matta 氏は 1992 年にカリフォルニア州ロサンゼルスで開業して以来ネイル業界で活動している。高度なネイル技術を持つ Matta 氏と優れた商才をもつその夫は、1995 年にアラバンでネイルサロン第 1 号店を立ち上げたが、これは一般に「California Advanced Nail and Skincare (CANS)」の名で知られている。ユニークなコンセプトと高品質のサービスを持つブランドネームを築いた彼らは、CANS のフランチャイズ化に関心を持った。これをきっかけに Leslie A. Matta 氏は事業の法人化を検討するようになり、2003 年に California Nails & Day Spa が設立された。現在は関心のある事業者にフランチャイズを提供している。

現在、マニラ首都圏には次の 8 支店がある。

- SM Mall of Asia, Pasay City
- BF Homes, Paranaque City
- Market! Market! Mall, Taguig City
- SM Hypermart, Pasig City
- Festival Mall, Alabang, Muntinlupa City
- Greenhills Shopping Center, San Juan City
- SM Southmall, Las Pinas City
- Katipunan, Quezon City

同社は以下の主要セグメントに基づいてサービスを区分している。

- ネイル
 - アクリルネイル
 - ジェルネイル
 - スパマニキュア
 - スパペディキュア
 - デラックスフットスパ
 - パラフィントリートメント
 - ネイルアート/デザイン

- スキン
 - フェイシャル・アロマセラピー
 - カリフォルニア・フェイシャル
 - エクスプレス・フェイシャル
 - コーミングバック・フェイシャル
 - ボディスクラブ
 - ボディワックス

- ボディ
 - アロマセラピー・マッサージ
 - フュージョン・マッサージ
 - ½ マッサージ
 - フット&レッグ・マッサージ
 - フィリピン・ヒロット

- 子ども向け
 - ミニペディキュア
 - カップケーキ・ペディキュア
 - ミルキーウェイ・フェイシャル
 - ディヴァ・マッサージ
 - グラムガール・ネイルアート
 - サッシー・スパ・ペディキュア
 - プリンセス・デラックスフットスパ
 - ジャスト・ア・ポリッシュ
 - グラムガール・ネイルアート・デザイン

C. ヘルススパ

The Spa は、フィリピンの健康施設の先駆けとしてマッサージ治療、フェイシャルケア、フットケア、ボディケア・トリートメント等のあらゆるサービスを提供する健康・全身スパサービスの中心的存在である¹²²。Spa Association of the Philippines, Inc.の会員である同社は International Spa Association (ISPA) の会員としても認められている。また、スーパーブランド・ステータスをフィリピンで初めて与えられたスパでもある。

マニラ首都圏には7つの支店があり、支店ごとに異なるテーマが設定されている。

支店	テーマ
Acropolis, Libis, Quezon City	ミニマリスト
Eastwood, Libis, Quezon City	修道院
Trinoma, Quezon City	サファリ

¹²² <http://www.thespa.com.ph/>

Rockwell, Makati City	モダングラマー
Greenbelt, Makati City	オリエンタル・タイ
The Fort, Taguig City	コスモポリタン・ミニマリスト
Alabang, Muntinlupa City	トロピカル

The Spa は以下のサービスを提供している。

- マッサージ
 - スウェーデン・マッサージ
 - 指圧
 - ディープ・ティシュー
 - コンビネーション
 - アロマセラピー
 - タイ
 - ボルケーノ・ロック
 - トラディショナル・ヒロット
- スカルプ&ショルダー
 - アロマスカルプ&ショルダー・マッサージ
 - The Spa シグネチャー・リコンディショニング・ヘア&スカルプケア
- ボディ
 - クリスタル・スキン・ボディトリートメント
 - トーニング・バンブー・リバイバル
 - コーヒー・ラブ
 - レッド・ワイナー・スパークラー
 - シーソルト・ボディースクラブ
 - The Spa ピューリファイイング・モロッコ・セラピー
 - The Spa トロピカル・レジュヴァネーション
 - ハニー・ボディポリッシュ
- フェイス
 - レストラティブ・ウォーター・リリー・フェイシャル
 - タスカン・ファンゴ・フェイシャル
 - The Spa シグネチャー・エイジ・ディフェンス・トリートメント
 - ピューリティ・フェイシャル・ウィズ・オーガニックス
 - The Spa シグネチャー・メンズ・フェイシャル
 - エクスプレス・フェイシャル
 - リアウエークニング・アイマスク
 - ダイヤモンドピール・アットスキン

- フット
 - オリエンタル・フットセラピー
 - タイ・フットマッサージ
 - ペパーミント・フットスクラブ
- その他のサービス
 - ネイルケア・サービス
 - ワックス・サービス
- 代替的健康治療
 - 鍼（はり）
 - ボーエン・セラピー
 - 赤外線

D. エステティックサロン

Flawless Face and Body Clinic（「Flawless」）は、フィリピンで最も人気のあるエステティックサロンの一つである。2009年にはフィリピン小売業者協会から Outstanding Retailer of Year Award（今年の優秀小売業者賞）を授与された。2001年に法人化されたFlawlessは大衆市場をターゲットとして、専門の皮膚科医が経営する美容クリニックを全国的に展開している。Flawlessの製品とサービスは、フィリピン人を念頭において自社で行った信頼性の高い最先端の医療研究に基づいている、というのが同社のうたい文句である。

Flawlessは以下の通り、フィリピン国内に33カ所のクリニックを開いている¹²³。

- マニラ首都圏
 - SM North Edsa, Quezon City
 - SM Sta.Mesa, Quezon City
 - SM Fairview, Novaliches, Quezon City
 - Farmer's Plaza Mall, Cubao, Quezon City
 - Trinoma, Quezon City
 - V-Mall Greenhills Shopping Center, San Juan City
 - SM Megamall, Mandaluyong City
 - SM Makati, Makati City
 - SM Manila, Manila City
 - SM San Lorenzo, Manila City
 - SM Mall of Asia, Pasay City
 - SM Bicutan, Parañaque City
 - SM Southmall, Las Piñas City
 - SM Las Pinas, Las Piñas City
 - Festival Super Mall Alabang, Muntinlupa City
- 地域 I — イロコス地域
 - CB Mall Urdaneta, Pangasinan

¹²³ <http://flawless.com.ph/clinic-locations/>

- CSI Dagupan, Pangasinan
- 地域 III — 中部ルソン地域
 - SM Baliuag, Bulacan
 - SM Marilao, Bulacan
 - SM Pampanga, San Fernando Pampanga
 - R&P Guevarra Building, Olangapo City, Zambales
 - SM Tarlac, San Roque, Tarlac
- 地域 IV-A — カラバルソン
 - Sta. Lucia Grand East Mall, Cainta, Rizal
 - SM Dasmariñas, Cavite
 - SM Bacoor, Cavite
 - SM Sta. Rosa, Laguna
 - SM Calamba, Laguna
 - SM Lipa, Batangas
 - SM Batangas, Batangas
- 地域 V — ビコル地域
 - Embarcadero de Legazpi, Albay
- 地域 VI — 西部ビサヤ
 - SM Iloilo, Iloilo
- 地域 VII — 中央ビサヤ
 - SM Cebu, Cebu City
- 地域 XII — ソクサージェン
 - KCC Mall, General Santos City, South Cotabato

Flawless は以下のサービスを顧客に提供している¹²⁴。

- フェイシャル
 - アドバンスド・フェイシャル
 - ナノパワー・ピール
 - ピール
 - コスメラン
 - ダーマローラー
 - インジェクタブル
 - ユース・ブースター
 - ボトックス
 - フローレス・ホワイト・インジェクタブル
 - 吹き出物治療
 - 傷跡治療
 - フィラー

¹²⁴ <http://flawless.com.ph/services/>

- リファイン
 - ナノ RF
 - ウルトラリフト
 - ウルトラ・リジュヴァネーション
 - ウルトラ・アクネ・トリートメント
 - イボの除去
 - ホクロの除去
 - スキン・フュージョン
 - ニキビ手術
 - 切らない医療痩身
- ボディ
 - シェープ&スカルプト
 - ボディスクラブ
 - ボディソルトグロウ
 - バック・クリーニング
 - ワックス
 - 汗を抑えるボトックス注射
 - ピール
 - レーザー脱毛
 - リファイン
 - ナノ RF
 - イボの除去
 - フローレス・ホワイト・インジェクタブル
 - 医療痩身
 - 注入硬化療法
 - スキンフュージョン
- 医療
 - 汗を抑えるボトックス注射
 - ピール
 - コスメラン
 - ダーマローラー
 - インジェクタブル
 - スキン・バイオプシーまたは切除生検
 - レーザー、RF その他

Flawless はさらに、社内皮膚科医の提案に従って、さまざまなタイプの肌のために特別に処方された製品を開発した。同社は以下の製品を消費者に提供している。

- スキンローション、乳液
 - ホワイトニング
 - ✓ Flawless Skin Lightening Lotion w/ Sunblock 120ml
 - ✓ Flawless Skin White Therapy 120ml
 - ✓ Flawless Skinlite Cream 15g
 - ✓ Flawless Skin Whitening Soap 90g

- ✓ Flawless White Plus Cream 15g
- ✓ Flawless Whitening Toner 120ml
- ✓ Flawless Glutathione Complex 90's
- ✓ Flawless Glutathione Ascorbs 60's
- ✓ Flawless Nano Whiteness 90's

➤ 保護と手入れ

- ✓ Flawless Acne Lotion 120ml
- ✓ Flawless Acne Astringent 100ml
- ✓ Flawless Skin Protect Lotion 120ml
- ✓ Flawless Facial Toner 100ml
- ✓ Flawless Pore Refiner 100ml
- ✓ Flawless Age-Defy Toner 120ml
- ✓ Flawless Moisture Therapy Cream 15g
- ✓ Flawless Skin Renew Cream 15g
- ✓ Flawless Skin Protect Cream 15g
- ✓ Flawless Skin Protect Gel 15g
- ✓ Flawless Age-defy Cream 15g
- ✓ Flawless Collagen Soap 90g
- ✓ Flawless Oatmeal Soap 90g
- ✓ Flawless SAS Soap 90g
- ✓ Flawless Tea Tree Soap 90g
- ✓ Flawless Age-Defy Soap 90g
- ✓ Flawless RG Facial Toner 100ml
- ✓ Flawless RG Day And Night Cream 15g
- ✓ Flawless Whitening Deo 50ml
- ✓ Flawless Shine Free Face Powder 15g

■ 栄養クリーム

- Flawless Glutathione Complex 90's
- Flawless Glutathione Ascorbs 60's
- Flawless Skin Lift 60's
- Flawless Nano Whiteness 90's
- Flawless Shape And Sculpt 300mg Tablet 50's

■ 製品キット

- Flawless Acne Control Kit
- Flawless Oil Control Kit
- Flawless Age Defying Kit
- Flawless Whitening Kit
- Flawless Real Gentleman (RG) Kit
- Flawless Body Bleaching Kit
- Forever Collection Kit

II. 政府機関および業界団体の連絡先

フィリピン中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas)

<http://www.bsp.gov.ph>

A Mabini St. cor. P. Ocampo St.

Malate, Manila, Philippines 1004

電話 (632) 708-7701

内国歳入庁 (Bureau of Internal Revenue)

<http://www.bir.gov.ph>

BIR National Office Bldg.

Agham Road, Diliman,

Quezon City, Philippines

電話 (632) 929-7676 , 927-2511

保健省 (Department of Health)

<http://www.doh.gov.ph>

San Lazaro Compaound, Sta. Cruz

Manila, Philippines

電話 (632) 651-7800

労働・雇用省 (Department of Labor and Employment)

<http://www.dole.gov.ph>

Muralla St. cor. Gen. Luna St.

Intramuros 1002

Manila, Philippines

電話 (632) 527-8000

貿易産業省 (Department of Trade and Industry)

<http://www.dti.gov.ph>

361 Trade and Industry Building

Sen. Gil J. Puyat Avenue, Makati City, Philippines 1200

電話 (632) 751-0384

Fax (632) 895-6487

食品薬事管理局 (Food and Drug Administration)

<http://www.fda.gov.ph>

Civic Drive, Filinvest Corporate City

Alabang, Muntinlupa City 1781 Philippines

電話 (632) 165332, 842-5606, 807-8275. 807-0751

海外雇用庁 (Philippine Overseas Employment Authority)

<http://www.poea.gov.ph>

Blas F. Ople Building

Ortigas Avenue corner EDSA, Mandaluyong City

電話 (632) 722-1144, 722-11-55

専門職資格管理委員会 (Professional Regulation Commission)

<http://www.prc.gov.ph>

P. Paredes St. cor. Morayta St.

Sampaloc, Manila

電話 (632) 3140026

Fax (632) 7354476

証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission)

<http://www.sec.gov.ph>

SEC Building, EDSA, Greenhills

電話 (632) 584-0923

Fax (632) 584-5293

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。